

令和5年大崎上島町議会（第1回）定例会会議録（第2号）

1 令和5年3月14日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

8番	森 ルイ	9番	上青木 至
----	------	----	-------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	高田幸典	副町長	望月邦彦
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
上下水道課長	池田真二	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 一般質問

第 2 議案第 1号 大崎上島町課設置条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 2号 大崎上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 3号 大崎上島町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

- 第 5 議案第 4号 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 5号 大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 6号 大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 7号 大崎上島町火入れに関する条例及び大崎上島町下水道事業排水設備改造資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 8号 大崎上島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について
- 第 10 議案第 30号 大崎上島町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部を改正する条例について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないこととなっております。

それでは、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） おはようございます。

今日も一番バッテリーということで、一般質問させていただきたいと思います。

先日、昨年末からいろいろ問題になってました小長—明石間のフェリー航路なんですけれども、報道にもあったように一旦区切りがついて、届出も取り下げていただいたということで、町のほうもいろいろ注視して動いていただいた結果だろうと思います。ありがとうございました。

ただ、フェリー航路、すごい生活道路としてとても大切な航路で、これからも精いっぱい

いできる限りフェリー航路が残ってくれればと思うのですが、今回のような問題が今後起こらないとも限りません。というのも、この大崎上島町、少子・高齢化が進んでまして、人口もどんどん減っていく中で、いつまでも今全てある航路が存続できるという保証はどこにもないわけです。

その上でですけれども、昨年末、この問題が起きていち早く議会でも特別委員会を発足させていただきまして、いろいろ議論させてもらっところではあるんですけれども、今のこの小長―明石間の航路だけではなく、安芸津航路や竹原航路等々、今治航路、あると思うんですが、それも全てひっくるめて、また来年度予算にもついてましたようなデマンド交通の充実化等を含め、陸上交通もベストマッチングさせたような交通がやっぱり今後持続していく上で必要なことだと私は思うのですけれども、これが単町だけの話じゃなく、それぞれ相手先の市町村があると思うんですが、その市町村も巻き込んだりした上で、今後の継続維持をできるような海上交通、陸上交通をうまく具合に融合させたような取組というのは、今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 水橋議員の質問にお答えをいたします。

公共交通の在り方につきましては、第2次長期総合計画におきまして、第3章美しく住みよい環境で暮らすまち、地域基盤の交通輸送において、町民の交通手段として陸上交通と海上交通の連携の取れたアクセスを円滑に行うとともに、特に高齢者の利便性の向上と利用者ニーズに合った交通網整備の充実を図ることとしております。

また、令和3年3月策定の大崎上島町地域公共交通計画の中で、高齢者等の町民の暮らしを支える公共交通体系の実現、公共交通サービスが途絶えることのない事業環境の実現、将来に向けて町内で安心して暮らせる移動環境の実現の3つの基本方針を掲げて、公共交通の取組支援を進めてるところでございます。

町内の主な公共交通でございますが、海上交通について、フェリー航路は町営を含めまして5航路、高速船航路は1航路が運航されております。また、陸上交通は路線バス及びおと姫バスの2路線が運行しております。航路の1航路を除きまして、全てが赤字運営の状況でございます。

今回、明石から小長へのフェリー航路が、運行経費の考え方を巡って廃路申請が取下げがございましたが、今後過疎化が進んでいく中で、運行経費の増大や利用者の急激な減少等、十分想定できる問題であると認識をしております。

町民の利便性、また持続可能な公共交通の維持を最重要な位置づけといたしまして、実証実験等を経まして島内交通のデマンド化の実装を早急に検討し、公共交通の再編、海上、陸上交通の在り方について、住民のニーズ、また交通事業者との意見交換を緊密に行いながら、効率よい円滑な公共交通の各種取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） おおむね前向きな回答をいただきました。ありがとうございます。

損失額等々の補填というのは、我が町も来年度の予算の要求でもプラス1,300万円ほど多分出てますんで、今後やっぱり損失額が増えていくというのは予測されてきているのだと認識しております。の中で、今の安芸津航路等でも相手先の町と折半、プラス県からの補助があったりとかしたような損失補填をするような形になってると思うんですが、下島と上島を結んだ航路については、フェリー航路は呉市、高速艇は大崎上島町ということで住み分けをして補填をし合っている状態にはあるんですけども、今後その状態がいつまでも続ければ一番ベストだとは思いますが、そうじゃない場合のことも考えた上で、呉市ともっと手をちゃんとつないだ状態で、今後維持をするような協議というのは今後も進めていかれるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 呉市とは、今回の廃路問題を契機といたしまして、中国運輸局、また県を含めまして行政連絡会というものを立ち上げております。

こういった中で、継続した情報交換を行いまして、今後もフェリー、高速船の運航について協議を進めていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） よろしく申し上げます。

もう一つ、高齢者にも配慮した交通も考えていきたいという話でした。

それに併せてですが、体の悪い方や実際に車、この島ってやっぱり車がすごく交通手段としては必要な土地柄だと思うんですけども、実際、子供、高校生ぐらいまでは車等は乗れない状態にあるので、子供たちや体の悪い方にも配慮したような交通体系ができれば僕は理想じゃないかと思うんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 高齢者の方、また体の悪い方、子供さんも含めまして、交通弱者のことを十分配慮して、公共交通の維持、また再編等も努めてまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今、町内にも他市町とも連携した状態なのかな、交通連携協議会とか交通問題協議会等々いろんな協議会がありますし、今、我が議会でも特別委員会で交通問題の取り組んだ委員会も発足させております。

その中で、いろんな意見が出てきて、さらによりよい交通問題にしていけたらいいんだと僕も思うんですけども、その辺について、もう一度改めてどういうふうなつもりかというのを、一言程度でいいんですけど、言っていただければありがたいです。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（川本亮之君） 繰り返しにはなりますけれども、町民が安心して生活できる公共交通を整備するため、各交通事業者の運行状況を詳細に把握するとともに関係自治体と情報交換など連携を密に行ってまいります。

また、具体的な施策としまして、陸上交通のデマンド化に向けた取組など、交通形態の見直しを含めまして、交通関係の法定協議会であります大崎上島町公共交通連携協議会などで協議をしながら施策を検討していく考えでございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今回のこの小長－明石間のフェリー問題というのは、我が町の町民だけではなく、呉市民も含めてすごい不安な状況にあって、いろんなところからどうにかしてほしいという声も上がりました。

うちの議会でも、国、県のほうに要望活動等々をさせてもらったり、町とも密な連携を取りながらいろいろ進めさせてもらったところ、結果、呉市、しまなみ海運との協議も含めて解決に至ったわけですが、今後もまた不安な思いは残って、払拭できてないのが今の現状だと思います。

その中で、町民の不安を払拭できるように、また海上交通、陸上交通含め公共交通の充実を図って、他市町とも連携しながらしっかりした交通網を築いていただきたいというお願いをして、質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

続いて、上青木 至議員の発言を許します。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） おはようございます。

本日は、3点ほどお聞きしたいと思っております。すみません、マスクは外させてもらいます。

○議長（信谷俊樹君） はい。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） まず最初に、高齢者農業についてということで、非常に年を取って、家の周り、また段々畑、こういった状況にある中で、高齢者が非常に苦慮している、この問題についてお聞きしたいと思っております。

まず最初に、先祖より受け継いだ我が土地、これをいかに子供へとつなぐことができるであろうか、このことについて非常に苦慮しているような状態でございます。年老いた体にむち打って頑張るも、年には勝てない、それが現状だと思っております。

そうした中、ある島内の事業者の中で、これを何とかできんだろうか、協力できんだろうかということで1社の業者の方が立ち上がって、たまたま現場に近い土地であれば、何とか手助けをできるであろうということで、水路が潰れておれば水路の復旧、またげしが崩れておればげしの回復、復旧、その仕事のある業者の方が行っておるわけですが、これを1業者の問題でなくして、町として何とか取り組んでやることはできないか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 上青木議員の質問にお答えします。

本町の農業においては、農業従事者の減少や高齢化などによる労働力不足が進んでおり、70歳以上の高齢者の割合が約7割と深刻な状況にあります。

また、後継者不足にもあり、高齢の就農者が全ての農作業を行い、収穫時期や有害鳥獣対策において苦慮していることは町としても認識しております。優良農地を守っていくために、町として高齢者の労働力が軽減できるような施策を検討する必要があると考えています。

現在のところ、地元業者への業務委託等は考えていませんが、今後、中間管理機構を利用した農地のあっせんや農業団体による地域の協力体制づくりなどを関係機関と協議してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 課長より非常に前向きな答弁、これを聞いた農業従事者は大変喜ぶと思いますけれども、これはすぐ取り組むことができますか、どうですか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 今現在のところ、労働力不足っていうことに対して、県と関係機関とは協議していますので、今後、回答できると思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） この問題を、IターンUターンの方がかなりこの島にもおられますけれども、ただミカンの採集時期に、ああ、Iターンの人じゃのと、ああ、Uターンの方じゃなっていうのは、その時期だけにみえるわけなんです。後先はどこにいるか分かりません。それが現状だと思ってます。

こういったときに、Iターン、Uターンの方に声かけをして、また地元住民と一体になってもらって、そこに行政が入り、一体となって物事を進めていくというのは可能でしょうか、不可能でしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 移住者、Iターンに対して各区長の紹介等も行っておりますので、地元の行事、または地元の関連行事に対して参加していただけるように、町としても努力してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） ぜひとも連携を取って、この事業が実現することを切に願っております。また、この質問に際して、農業従事者、高齢者の方もぜひとも何とかしてもらいたいと、してほしいと。であれば、孫、ひ孫に、息子に、うちの土地を残してやることのできるであろう、そういう言葉をもらって、私は今日ここに出ましたので、ぜひとも実現していただきたいと、そう思っております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） それでは、2問目に行きます。

これは、空き家対策でございます。

担当課長より、これは長年にわたってお話をさせてもらって、また現場へも確認しても

らって、なかなか進まない事案だと思っておりますが、地域ぐるみで取り組む空き家対策をとということで、除斥補助金、奨励金、いろいろ使うわけなんです、この事業をぜひとも取組をして、町長が長年言われております明るい住みよいまちづくり、村づくりをするのであれば、まず見てくれをようしましょう。ぱっと見て、ああ、きれいなまちだと、大崎上島町は立派に空き家も管理しているなというふうな取組をする、それにはやはり行政だけではなかなかできません。これは質問書にも書いておりますけれども、地元の住民の皆さんの力を借りて、ぜひとも取り組んでいただきたい。

まず、年に2回ぐらい実施されておりますけれども、道づくりです、昔ながらの道づくり、草刈り、こういったのを上手に取り組んで、その間には空き家があればその近くの班長さん、その区の区長さん、そういった方に入ってもらって維持管理をする、それには無償でやれっていうんじゃなくして、やはり予算を組んでもらって、これを一つの町の仕事として、事業として取り組むというのはできませんか、できますか。可能ですか、不可能ですか、お聞きします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

平素より各地区で行っていただいております道づくり等の作業につきましては、心より感謝申し上げます。

空き家の問題については、空き家を管理する責任は本来所有者にあることを前提に、空き家などが危険な状態となり周囲に悪影響を及ぼす場合は、町から所有者へ改善通知を行っております。

質問の助成金、補助金、奨励金等を使い、地域ぐるみの事業として取組を考えられないかについては、この質問にある地域活動の範囲を拡大することについては、各地区の実情に合わせた実施が重要であると思っております。

町を含め、関係機関と調整しながら、地域ぐるみの取組に協力できることを検討したいと考えており、区長をはじめ地区の方と連携を密にし、計画を立て、作業を進めることができると考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 課長さんの答弁の中にもありましたが、地域ぐるみでと言われるのであれば、まず区には区長さんがおる、年に何回かの区長会がある、その区長会にぜ

ひとも担当課として足を運んでもらって、こういうことを考えているんだが協力してもらえんか、必ずやってほしい、ぜひともお願いしたいと思っております。

そして、やはり改善されてないところ、昨日、おとつい、この2日間私は回りました。やはり県道沿いに空き家がある。軒がぶら下がっている、瓦がもう今にも落ちる、これ何回、何十回言われても行政として実施できない、復旧できない、改善できない、これはなぜですか。危ないでしょう。ぜひともやっていただきたいんですが、課長、これに対してどう対応されますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 空き家の管理が、本来、所有者の責任という大前提の中での行政の関わりということになってまいります。

今ご質問にあった県道に関しては、実質的には県の所管になりますので、深く町が関わることはできませんけれども、町道においては、危険が及ぶ場所については対策は必要という認識の下、対策というかまず個人への通知を重点的に進めているものでございます。

県道については、交通量も多いということから、県に対してさらに協議、また要望を進めてまいります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 被害者、けがをされる方は町道も県道も関係ないんです。ぱっと見て、この場所を言いますか、言っているんですか。まず、木江地区です。トンネルを下りて右にカーブするところ、体育館の左側です。危ないですよ、これ何年前からですか。目につかないことはないと思うんですが、また役場の職員もあそこは日に何回ともなく何人ともなく通行する場所なんですが、そういった声は上がってきませんか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 箇所については、そういう話も受け、県に対して今言っているところでございますけれども、実施のほうは進んでいないという現状がございますので、今後進めていくように協議してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 県に言うだけじゃ駄目です。言って、じゃあこれをこうしますよと、町のほうで撤去しときますよと、瓦がずっているから、もう危ないから瓦は撤去しますよとか、そういう策は練れないんですか。できませんか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 現在のところでは予算の執行というものはできてないというか、予算の手当てというものができてないことで、今、確実な答弁はできておりません。今後の課題とさせていただきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 予算、予算と言われますけども、何百万円も係る予算じゃないでしょ、あれは。1列か2列、瓦を撤去する、それだけでも事故は回避できる、そういう状態ですよ。誰も家を1軒解体しなさいって言うてるわけじゃないんです。それはどうですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 先ほども申しましたように、今この場で町の立場で、できないという判断はできないと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） できるできないをどうこうじゃないんです。前向きに考えるか考えないかなんです。それをお聞きします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） これからの課題と考えておりますので、対策については町も真剣に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） ぜひとも前向きに考えてやってください。

じゃあ、この問題はこれで終わります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 最後の質問です。

先般も報道されて、13日からノーマスクでいいですよっていうふうに報道されましたけれども、町の取組を、今後町独自で何かをこういうふうにする、ああいうふうにするという、もし案があればお聞きしたいんですが。

それと今後、検査キット、それとワクチン接種、ワクチンも政府によると何月まで、今まで従来どおり国が持つとか持たんとかいろいろなものが出ております。高齢者にとつたら、一々テレビの前へしがみついて見るわけにいきません。あれはどうなるんじゃないかと、金が要るんかの要らんのかのと、そういう質問が出ておりますので、簡単でいいですから担当課のほうから説明をいただければと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

5月から新型コロナウイルス感染症は2類から5類に引き下げられる予定ですが、まずワクチン接種について、これは来年度も引き続き全額公費負担で実施する予定であります。また、検査キットにつきましては、本町の新型コロナウイルス感染拡大防止要領に従い、従来どおり提供していくものでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 大変いい答弁をいただきました。これで町民も安心じゃのと、たちまち安心じゃのと思ってくれると思います。

しかしながら、島内外からの造船所であったり土木業者であったり、従業員の方が結構出入りするわけなんですけれども、今朝も大西フェリーを見ておりました。やはりフェリーから降りる職人さんは九分九厘マスクを着用しておられました。商船の生徒もマスクしておりました。

こういった中で、町の取組ってというのは、別にこうしましょうああしましょうということはありませんか。どんなですか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 今、13日からノーマスクになったということで個人判断、もうここはそれを尊重して個人で判断していただくと。今の5月の連休明けから、2類から5類に引き下げられる、この間まだ5月までの期間がありますので、ここは従来どおりの感染対策をやっていくということで、5類の引下げ期間までは感染対策の今の啓発、その辺はやっていこうとは思っております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） ありがとうございます。

やはり国内の状況を見て、これはと思ったら早急に町独自で動くことがあれば動こうし、決めることがあればどんどん決めてもらって、それに町民の方に従ってもらう、そういう対策、対応を、ぜひとも速やかな対応、それをお願いして、私の質問をこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで上青木 至議員の一般質問を終わります。

次に、浜田幸造議員の発言を許します。

浜田議員。

○4番（浜田幸造君） おはようございます。

マスクを外して質問させていただきます。

○議長（信谷俊樹君） はい、どうぞ。

○4番（浜田幸造君） 2問質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1問目は、県道大島上島循環線岩白地区の道路整備事業計画ということで、現状をお聞かせください。

本地区を通っている循環線は、狭隘で車が安全で安心して利用できない危険な、不便な道路となっています。島内を循環する道路で重要なライフラインでもありますし、地区の発展にも緊急な道路整備が必要と思います。

島内には未整備な県道が数か所ありますが、岩白地区の整備計画の現状を聞かせてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 浜田議員の質問にお答えいたします。

現在、県道関係の改良事業では、大崎上島循環線の天満地区、明石地区、大串地区、大田地区、矢弓地区に着手しており、大田木ノ江線についても検討中と伺っております。

質問の岩白地区においては、島内を循環する道路としては狭隘で、車が離合できない危険な箇所があり、早急な対策が必要と認識しております。しかしながら、現在、広島県の道路整備計画に位置づけられていないことから、早急な整備は困難と伺っております。

町としては、次期整備計画に載るよう、県に継続して要望いたします。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 岩白地区の道路整備は、現在広島県の道路整備計画に位置づけられていないことから、早急な整備は困難であると県から伺っていると建設課長から答弁がありましたけども、地域の発展には、災害時等緊急時に重要なライフラインである道路整備は必要不可欠であります。県にお願いするしかありません。

県の次期道路整備計画に載り、一日でも早く事業着手できるよう、継続して強く県のほうへ要望してください。願っております。答弁は結構です。

以上でこの質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） それでは、第2問目の質問ですけども、木江運動公園の管理をと

いうことで質問させていただきます。

運動公園の管理は、現在どのような方法で行われていますか。現在、木が大きく生え茂り、公園内道路を含め安心して利用できる状況ではなく、また公園内の見通しが悪くなっており、防犯上よくないと思います。木の剪定、またトイレの清掃を定期的に行い、安全で安心して利用できる施設にということで質問いたします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 浜田議員のご質問にお答えいたします。

木江運動公園は、平成15年の大崎上島3町合併以降、名称を大崎上島町町民運動公園としております。

この町民運動公園は、現在教育委員会とホテル清風館、この間で指定管理契約を締結し管理を行っているところでございます。平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、また平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間、清風館との指定管理契約を継続中と今なっております。

この公園は、昭和57年度に旧木江町で設置され、約40年以上が経過しており、最近では公園内の樹木が生い茂り、景観も支障を来していると受け止めております。また、この間、公園内のトイレの清掃ができていないなど、住民の方からの苦情も幾つかございました。その都度、ホテル清風館に対応の指示をしたこともございました。

今後の改善策としまして、トイレにつきましては、汚れの有無をチェックする回数を増やすことにより衛生環境の保持に努める、そして樹木につきましては、剪定作業を計画的に実施し、剪定がら、これと落ち葉の処分については、園内に放置することがないようにホテル清風館と町との間で連携を図りながら、運動公園の環境改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 今、教育課長のほうから答弁がありましたけれども、木江運動公園を大崎上島町運動公園に名称変更されたそうなんですけれども、それで現在、清風館さんのほうへ管理委託をお願いしているところで、今承知しておりますけれども、剪定がらをそのまま放置されておったり、それからテニスコートが2面ありますけれども、テニスコートにはコケが生え、落ち葉がたまり、利用できるような状況ではありません。

また、歩道、それから先ほども剪定がらを切ったままに置いてありますので、運動公園

の中が暗くて見通しができないので、防犯上よくないと思っております。

それらの点を、今答弁でこれから十分気をつけてやっとなることでもありますけれども、最後に以前アスレチック等の遊具を置いておりましたけれども、遊具を置く予定はありませんか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 遊具を置く予定というのはございません。

テニスコートとか遊歩道、その他今後の運用について継続をしていくのか改善していくのか、改善するのであれば予算等も必要になってまいりますので、優先順位としてはテニスコートなり遊歩道の改善というのが優先するのかなというふうに考えております。

いずれにしても、検討課題とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 運動公園の管理を適正にお願いすることと、それから遊具を設置することをお願いして、私の質問はこれで終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで浜田幸造議員の一般質問を終わります。

次に、森若 巖議員の発言を許します。

森若議員。

○2番（森若 巖君） おはようございます。

本日は、4点ほどお聞きします。

まず1点目、柿の浦住宅建設について。

令和4年9月議会で、柿の浦住宅は、多分町内では最後に行く建築物と思われてました。島内業者の技術力を高めるために、施工は島内業者に委ねることを考えているか伺いますと、そのときの答弁では、発注するに当たっては島内業者を優先して選定するよう検討するとのことでしたが、途中で中堅ゼネコンに委ねるのではという話が漏れ聞こえてきました。

私への答弁はそんなに軽いものかなと思っていましたら、どなたかに恫喝されたのか、以前のようにまた島内業者でやるということが入ってきました。それは大変自分としてはよかったんですけど、うそかまことか分かりませんが、まだ入札前なのにどなたがやるというものが耳に入ってきました。

こういうことは、5名の選定業者の委員会がありますけど、副町長、こういうことがほ

んまにあるのか、いや、入札前に自分の耳に島内の業者とどなたとどなたが組んでやるんじゃないかということが入ってきたんじゃない、まことしやかに。仮に、これがそのまま入札業者が、その方がこれ入札済んだら、もう多分、建物の入札は。まだこれからか。

そのときに、自分の耳に入った業者がJVを組んでやったときに、また自分、質問するぞ。もっと今言うように島内の業者がやることは構わんと。ほじゃが、もうちいとその島内の業者におとなしくするように言うとかや、入札が済むまでは。どう思う、課長、あんた。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 森若議員の質問にお答えします。

私のほうには、島内の業者の方がどのような行動をされているかっていうような話は入ってきておりませんので、町としては指名基準に合った業者の方を指名して、これから入札を行うというところでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 今さっき自分が言ったように、それは島内の業者に頼んだから、それが一番ベストなことじゃないかと思う。ほで、この建築の場合には土木工事と違って裾野がずっと広いんだ。いろんな業者が関わりを持つんだ。そのときに、島内の業者が少しでも関わりを持てるんじゃないたら私も何にも言わんのだよ。そうじゃないじゃろ、いつも。入札する、落札する、その業者はほとんど、いろいろなひもつきがあるんかどうかわかんけど、島外の業者に頼むじゃろう。ほして、いざどうもならんようになったら島内の業者に何とかありませんかなというてお願いしてくるんが筋だぞ、今まで全部。

こういうことがないようにするためにも、今言うようにはっきり入札が済むまではごぞごぞごぞ水面下で動くなや。そういうのを注意しとかや、土木業者に。答えはいいけん。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 2点目、コンサルタント委託と指名競争入札について。

令和4年12月議会に指摘したが、このたび町道大久保線のルート変更のため（株）○○にコンサルト委託をし、大久保線道路詳細業務の費用算出を委託して847万円の答申を得たが、この847万円は何の費用なのですか、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

町道大久保線道路詳細業務の847万円は何の費用かについては、町道大久保線道路改良事業の道路詳細設計の費用でございます。

内容は、工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 令和4年10月11日に6社に入札案内を出し、予定価格が非公表になりながら実施しましたと。そのうち5社は800万円で応札した中で、落札した1社だけ（株）〇〇大崎上島営業所だけが770万円で応札し落札しましたと。消費税を加えると、答申で得た847万円となりますが、あれ、この答申をした会社とこの工事を落札した会社との間に関係があります、ありません。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） ただいまの質問についてお答えします。

答弁した業者と落札した業者の間に何か関係あるのかということですが、令和4年12月定例会において建設課長が、森若議員の町道大久保線改良工事と概略設計、詳細設計についての質問の中で、令和4年度に詳細設計を847万円で契約し実施している、行っているとの答弁をさせていただいておりますので、当然のことながら答弁した業者と落札業者が同一の業者ということになります。同一の業者です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、同一業者と言われたな。今、副町長は同一業者と言われましたけど、これ答申を得たのは（株）セトウチじゃないのか、（株）セトウチじゃろ。ほして、落札したのは（株）セトウチ大崎上島営業所よ。同一業者じゃないじゃろう。わしに言わせたら、これとこれとは親子関係なんよ、根っこは一緒なんよ。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 株式会社セトウチさんの大崎上島営業所は、本社のほうから委任を受けておりますので、契約の相手方になるということです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） これ、（株）セトウチの子会社じゃないのか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） あくまでも子会社ではなくて営業所です。

○2番（森若 徹君） 分かりました。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃあ、予定価格を非公表としてこういうことが考えられるん。847万円で答申して、入札へかけたら770万円で落とす、それに10%掛けたらちょうど847万円になるんよ。これ、談合よりまだ悪いよ、わしに言わせたら。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） お答えします。

建設課長が12月定例会で申し上げたのは、もう契約後の額でございますので、そのところを理解していただ……。

○2番（森若 徹君） もう一遍言うて。

○副町長（望月邦彦君） 12月議会で発言した金額というのは、入札を行った後の契約の金額でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃが、副町長、おたくが出した資料には答申のところにコンサルト委託というて書いて、（株）セトウチって書いとんよ。ほじゃったら、ここのこの営業所の入札かけるとこ（株）セトウチでええんじゃないん。何で上島営業所というて書くん。後は必要ないじゃろう。ここにあるんよ、しっかりと。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 先ほど申しましたように、本社のほうから大崎上島営業所が契約等の委任を受けておりますし、私が所持している資料等も全て大崎上島営業所という名称で入っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 話がかみ合わんな。ほいじゃあ聞くけど、この調査測量設計する町に要望を出しとる業者はこんなにたくさんあるんで、ここにずっと書いとるじゃろ。この中から、いつも同じようなメンバーでやっとなよ、ここも。要するに、令和3年も令和4年も6社、一緒。ほして、応札しとる順序もなまら一緒。ということは、この6社でいうたらこのルートが変更になったために847万円は、まあええわ、セトウチさんが前の分を、図面を引いとるから。この6社で受注調整したのかな。ここにしっかりあるぞ、これに。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 森若議員がお持ちになられてるのは、指名業者としての認定し

たやつの一覧表になるのだと思っておりますけれども、指名に当たっては町内及び他市町での実績等を勘案して、今回でいうと6社を指名しております。

それから、入札の応札価格につきましては、入札時において業者が見積もった業務価格と業者努力により対応できる額等を勘案し、それぞれの業者が決定して応札したものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） わしもしつこいけん。この事業そのものは、最初は令和3年から令和7年じゃったろ、工事が。ほして、2年延ばしたわな、今度は令和9年までになつとるじゃろ、違う、合うとるじゃろ。令和9年までになつとるじゃろ。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 申し訳ありません。ちょっと工期期間までは私のほうが把握しております。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 事業進捗に当たっては、設計段階においてかなり時間を要しており、最終年度についても延長させていただいております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） はいじゃあ課長に伺いますけど、これ9年までは延びたと、ほしてその事業費が1億6,000万円に膨らんだと。最初、当初は3年度のときには1億3,000万円じゃった。ほいで、令和4年度は一気に8,000万円に落ちとんよ。ほいで、5年度になったら1億6,000万円。ほいじゃ、この道路を利用しとるのは、こんなことを言ったら大変失礼な言い方が分かりませんが、高齢の畑耕作者の私が知っとるSさん、Sさん、Hさん、この3名だけだと思っぞ。この3名の畑のためにルートを変更してまでこの事業にこだわる必要があるのか。わしはないと思う。

このたびほかの課から出てきたけど、大串の町道七々見線が廃止予定となつとんじゃ。この道路のほうによつとこの大久保線より利用者が多い。これが廃止予定になつとんの、この大久保線が何で工事が止められんの。たった3人ぐらいしかおらんかっても1億6,000万円を突っ込むのか、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この道路網の整備については、町道全体として計画しております。その中で、このたびの上組トンネルの老朽化があるということで、この老朽化に伴

って、危険なので通行止めにするのもあろうかとは思いますが、利用者がいる、また幅員が狭くて幅員を広くすれば全体の道路が生きてくるという観点から、この部分を部分改良ということで広げれば全体の道路が生きてくると、そういう観点からこの事業をスタートしております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） はいじゃあ課長、今までこの問題について私が取り上げました、何回か。そのときに課長にいただいた答弁がここに時系列で書いておりますけんね、課長。ちょっと今から説明しますけえ、再度答えをください。

1回目が令和3年6月議会じゃ。この道路は目的は何ですかと言いました。課長の口から、この道路は上組区と白水区を結ぶ大切な生活道路ですと。今でもそう思うとる。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 私が東野の出身ということで、昔からなじみのある道路、それから昔から一級町道ということで重要な路線に位置づけられていたことから、私の認識としては上組区と白水区を結ぶ重要な路線というのは子供の頃から認識していたもので、今確かに過疎化で通行量が減っているということはお指摘のとおりだと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） そのときに課長、おたくは3年度の調査設計をもって執行するかどうかを一度検討してみて産建の委員会で説明します、僕は産建の委員長じゃけど説明してもろうた覚えはないんじゃけど。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 設計の進捗がかなり遅れております。そのため、今道路の詳細設計という部分に入っておりますけれども、図面の指摘事項があつて、再度コンサルに詳細なところを吟味していただいておりますという中で、議会のほうにその詳細な図面を提出できておりません。

これは、来年度中には詳細設計を完了して説明させていただきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 課長、2回目は令和3年の12月議会なんじゃ。そのときにおたくの答弁が、この道路が整備されると町民の利便性の向上を図れるとのことでしたけど、もうこの当時、課長、3人しかおらんじゃ、畑耕作者。それで、そう思うとるん、今でも。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 現在は、トンネル部分が狭くてなかなか通れないという状況がございます。この状況を改善するために、道路幅員を広げて一般町民が安全に通行できるということを目指しておりますので、ここはご理解をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） そして、3回目のときには令和4年の3月議会なんよ、去年の。そのときには、令和4年度に3年度に組んどった2,500万円が繰越しになった理由を聞くと、令和3年9月21日に723万円で契約しましたが、セトウチ大崎上島営業所から請求書が出てこなかったんで支払っておらず、2,500万円は4年度に繰越ししましたと。

普通、仕事をするということはお金がかかるから仕事をするんよ。仕事をして請求書が出てこないから支払いがありませんと。これ、課長さん、いつ払った。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 少し説明させていただきますと、請求書が出てきてないということなんですけど、その前段で業務が完了できていないので請求書を出してこなかったということがございます。

それと、先ほどあった令和3年度の契約額ですが、795万3,000円で契約をして、支払い日は令和4年9月15日にしております。

○2番（森若 徹君） 課長、4年の9月。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 令和3年度事業、令和4年に繰り越したんですけれども、支払い日は令和4年9月15日でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） はいじゃあ、会計の管理者が一番ぜぜこの管理しとんじゃけん分かると思いますけど、これ分からんわな、今聞いても。おたくに、管理者に聞いても。

○議長（信谷俊樹君） 会計課長。

○会計課長（亀井成美君） すぐにはお答えできませんが、また後で帳票のほうをお出ししますので、提出させていただきます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 4回目が去年の6月議会なんじゃ。そのときは、課長の答弁よ。今、車道でトンネルを通る人は高齢の3名だけです、そのためにトンネルを撤去して道路の拡幅を実施する予定ですかと言うたんよ、そのためにルートを変更するんじゃろ、トンネルの横のミカン畑に。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） ルートの選定については、地元各団体からトンネルを文化財的価値があるんじゃないかというようなものがありまして、トンネルの存続ということを検討した中で、ルートをトンネルに影響しないところへ迂回させるという判断をしたものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 5回目の去年の12月議会では、課長、こう言われております。この事業について予算が計上されている限り執行していきたいと考えていますと。ということは、予算がつかんかったら当然できんわな。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 建設課としては予算を要求していくという立場で、町としてその全体事業を見た中で予算額がゼロになれば事業も休止ということになることは間違いございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） じゃあ、課長、再度聞くけど、これ3名の高齢畑耕作者のために工期まで2年延ばして9年として、総事業費が最初が1億3,000万円、次は8,000万円、今度は1億6,000万円。必要なこの工事が、町民の理解が得られると思う。私に言わせたら無駄な公共工事の見本じゃと思う。それでもやる。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） まず、利用者についてですけれども、現在トンネルを通過ということで高齢者3名と出ておりますけれども、これを道路を拡幅することによって一般町民もこの道路を使用できると考えております。

また、先ほどからある事業費を使って公共事業をやることについてでございますけれども、これは町の道路網整備計画の中で順次道路改良を行っていくということで、少しずつ予算をいただいて継続的に進めてまいりたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 私が言いたいのは、課長、長々と答弁は要らないんよ。この1億6,000万円もつぎ込む総事業費を、たった少人数3名ぐらいの方にやって、一般市民の理解が得られますかというて聞いてとるんよ、今。得られるか得られんか、そこだけでいいんだ。長々と前は要らん。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この道路の効果としては、今通れない、通りにくいトンネルではなくて、もう少し広い道路に改良をして、上組区から白水区へ一般の軽自動車や軽トラであったり車で通れるというような効果を狙ったものでございます。

その中で、事業を立ち上げ、またこの事業には国庫補助金、それから町の起債等を借り入れながら、町単独費をできるだけ抑えて事業の執行に努めたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩いたします。

10時15分から再開いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

森若議員。

○2番（森若 巖君） 今、会計の管理者より書類をいただきましたので、この問題についてはいつまでやっても堂々巡りになります。まだもう2問残っておりますので、これでやめます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 3点目、花條地区の急傾斜地崩壊対策事業についてと。

この件についても何度も聞きました。そして、12月5日に、12月議会が始まる前の日じゃったかな、西部建設事務所に行きまして確認してきました。そのときに対応してくれた職員の方が、町より要望書が出てきたので精査し、現地の調査測量をして採択要件に定められている条件をクリアすれば工事に着手のことでしたけど、この工事そのもの、課長、要望書を出した。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

要望書として花條地区のみを提出したものはございませんが、広島県の砂防アクションプランが令和3年から令和7年までの5か年計画として策定されており、その次期アクシ

ョンプラン整備要望箇所として、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている要対策箇所を本町から8か所上げております。その中へ花條地区が入っておりますので、これが要望書に代わるものと推察されます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 議長、何分ある。

○議長（信谷俊樹君） 10時50分までで。

○2番（森若 徹君） ほんなら大丈夫じゃな。

それでは、課長これ5月にかな、現地調査した地図があるわな、国土地理院の。このに基になった、ここにあるんじゃないけど、こういう地図、これ。これ課長、いつのもの。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） その件については、西部建設事務所の担当職員も同じことを言っておりましたけれども、いつのものか分からないということで、その地図の目的としては、測量の期間、現地測量の立入り案内として配ったものです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） いつのものとか分からないと言われましたけど、はいじゃあ課長、何だったらここで082422の2556、クニモトさんというんよ。この方にちょっと電話して聞いてみんげえ、いつの分か。あんたじゃ判断できんのじゃろう。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 私も県の担当者のほうへ確認したんですけれども、担当者もこの提出した、これが国土地理院がウェブ地図上で出しているベクターという地図になりますけれども、ネットで一般に公開されているもので、作成時期については不明となっております。

ただ、公開時期については令和2年3月19日ということで私が調べております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） わしがなぜこれにこだわるかというとな、この地図を見たら家がたくさんあるんよ。これを向こうの課長に、西部建設事務所に見せたんよ。そしたら、その方がこう言った。今現在こんなに多くにはありませんよと言うたら、その方は倉庫や空き家はあるでしょと言うた。これ単県から県営に移るにはおおむね10軒以上、総事業費7,000万円以上必要なんよ。それを聞いたときにそういう答えじゃった。課長、倉庫や空き家も入るのか、10軒のうちに。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この急傾斜事業の対象家屋については、県また国で判断されるものですが、今、質問にあった空き家については規定がございます。空き家は、まず管理されており、一時的な空き家だと判断できる建物の場合は対象としており、倉庫は人が日常的に出入りする場合は対象になるということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今課長が、空き家も管理されていればいいと言われましたけど、あつこの地区では空き家を管理する空き家はないよ。わし区長じゃけん、おたくより詳しいんよ、地元のことは。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 保全対象家屋については、県がこのたび正確な平面図、それから家屋の位置、それに伴う裏山の角度、高さ等を測量して、それを基に検証しておりますので、信頼できるものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） そして課長、この工事というのが単県の場合であつたら、総事業費の10分の1が受益者負担になるじゃろ。県営の場合にはならないんよ、受益者負担はないんよ。

ほいで、わしが言いたいのは、今までこれ清光寺、脇ノ浦、光禅寺なんかも、これは全部受益者負担がある単県で行つとんよ。そして、この花條地区だけ何を血迷つたんか要望書まで出して県営に変わつとる。それじゃつたら、大きな不公平がありゃあへん、同じ受益者でも。単県の場合なら、それこそ400万円近い自分が銭を出して、県営になった場合ならそれはなしよ、ペイよ。これ課長、聞くんじゃけど、清光寺、脇ノ浦、光禅寺地区の受益者数の数というのは分かるん、何軒じゃつたん。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この急傾斜地崩壊対策事業については、確かに受益者、保全家屋によって採択要件が異なっております。これはもう法律上定められたもので、採択要件が、先ほど申しました急傾斜地が30度以上で急傾斜の高さが10メートル以上、保全対象人家が10戸以上ある、それから事業費で7,000万円以上かかるというようなものは国が手当てしましょうということで実施しております。

その事業採択に満たないものについては、県費補助をもらって町と県で守っていきまし

ようというようなことで事業実施しているものでございます。

その中で、先ほど指摘のあった清光寺地区、脇ノ浦地区ありますけれども、そこは清光寺地区については2戸、脇ノ浦地区についても2戸だったと思いますが、3戸入ってたかどうかちょっと記憶にございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ほいじゃ、どうしてこの3件は単県から県営にならなかったの。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 保全家屋が10戸に満たない、総事業費が7,000万円に満たないというところが主な理由だと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 大変、この事業に対してこれは不平等だと思わん。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 不平等とならないように採択要件を定めて実施しているものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、今年もこれ盛谷地区の単県で急傾斜地崩壊対策事業というものを計画しておりますな。これは、下のほいじゃあ受益者の方には大体事業費というものはこのぐらいかかりますと、おたくの負担金もこれぐらいですよということは説明しとる。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 要望があった方には、事業の内容について説明しております。

ただ、関係者については、予算の執行は次年度になりますので、次年度に詳しい説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 私がなぜこれにこだわるかというたら、この前の今さっき言った柿の浦住宅と一緒になんよ。以前、このようなことを聞いたんじゃ。単県で工事を行ってもらいましたが、負担金が必要なのかと聞いたら、その負担金そのものを払ったような払ってないような趣旨のことを言われたんよ。そういうことはないわな、当然。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） それはございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） はいじゃあ課長、この件についてはまた盛谷地区の方にちょっとお伺いしてみますけん。そして、それによってまた次の6月議会のときには取上げさせてもらいます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 4点目、矢弓の棧橋の取扱いについて。

私の耳に矢弓の棧橋を撤去するとの声が聞こえてきました。まず、本当かどうか、次にいかなる理由か。あの棧橋は、東野地区の住吉祭にとっては必要なものと思っていますと。また、棧橋の上にある御旅所、常夜灯など一体のものと思っていますが、仮に棧橋を撤去するという話が出てきたら、まずいかなる理由なのかと区にも説明し、議会の中でもこういう話が出とんじゃがなあと報告するぐらいの気がつかないのか。

幾ら県の管理物件であっても、それくらい目配り、気配りが必要だと思いますけど、いつのものか分からない資料を基にする事業には要望書まで出して、今現在利用者が3名ほどの事業には理解できないような理由をつけて工事を進めていこうとしておりますけど、そのことを考えたら、ひがしの住吉祭というのはぐっとそれこそ伝統がある大事な祭りなんじゃ、地元民にとっては。そういうことを自分、分からなかった。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 矢弓棧橋の撤去については、今年度、渡橋部分は落橋の危険があるということで撤去済みでございます。そして、来年度浮函部分の撤去をすると県のほうから伺っております。

その理由については、浮函、渡橋等、全体の老朽化が進み危険な状態になっていることで、これ以上の使用は不可能と県が判断したということでございます。議会に対しては説明不足の部分もあると思いますので、これは今後丁寧な説明に努めさせていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） それじゃあ課長、これは今年仮に住吉祭を実行した場合に、どのように考えておられます。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 住吉祭の実行については、東野伝統文化保存委員会等あると思いますので、そちらでご検討いただきたいと思いますと考えております。

ポンツーンについては、もう老朽化がかなり進んで、私も中を見たことがあります。いつ沈むか分からない施設を使用許可というものは出ませんので、そこは権伝馬実行委員会、伝統文化保存委員会のほうで検討をよろしくお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 課長の答弁では今言いましたけど、栈橋も傷んでおると。ほいじゃあ課長、今、生野島のキャビンの下に栈橋、遊びようる栈橋がおるじゃん、大きなのが。あれを矢弓に持ってくることはできんのんか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 矢弓栈橋については、施設はつくりましたけれども、その後利用状況が変わって公共のフェリーが着いてないという状況の中で、つくったものだから施設を使えるだけは維持管理しながら大切に使っていましようというようなことで先輩から引き継いできた施設でございます。

その中で、このたびもう年齢的にというか、もう施設が老朽化して使えないということので撤去となったときに、これをまたほかのところからポンツーンを引っ張ってくるということも、利用計画が確実なものとして策定された場合は有効かと思えますけれども、現在陸上の事業計画、海上の利用が見込めないことから、お金を投資して移動させるというのは町から要望できないと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） ほいじゃあ課長に伺いますけど、これ今年度の住吉祭はみこしはどうやって上げるん。おかから走らすん。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 神事ごとになります。その住吉祭の進め方については、先ほども申しましたけれども、東野伝統文化保存委員会、また権伝馬実行委員会のほうで検討していただければと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 課長、それじゃ遅いじゃろう。もう今日3月の半ばじゃろう。4、5、6、7、8月のあんた、5か月しかないんよ。それでこんな悠長なことを言ってしゃあなあ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 再度質問があったので、お答えさせていただきます。

私も權伝馬実行委員会に入っておりますので、状況は把握しているわけですが、去年の話をさせていただきますと、昨年、みこしについては陸上移動、それからポンツーンについてはもう使用できないという状況に既になっておりましたので、その進め方については会のほうで検討していただければと思いますけれども、実施は可能だと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） わしも実行委員会の委員の中におられることは知ったけれど、それはわざと出さんかったんじゃ。今おたくが言ったからいいんじゃけど。これ、極端なことでもううちの祭りそのものは形態を変えにやあできんようになる。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 住吉祭については、東野伝統文化保存委員会、また權伝馬実行委員会の中で協議されたらと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） なかなか私が納得するような答弁は出てきませんので、これから先に、今言いますように、課長じゃないけど、伝統文化保存委員会、もろもろの会議のときではっきりと皆さんと協議します。

私の質問は終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで森若 厳議員の一般質問を終わります。

次に、進藤雅通議員の発言を許します。

進藤議員。

○6番（進藤雅通君） じゃあ、よろしく願いいたします。

私の質問のほうなんです、町のほうで高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）っていう計画があります。その中でなんです、大崎上島町では令和3年、令和5年度の高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を立て、その計画の中に高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの体制を目指した取組を示されております。

その視点の中で、大崎上島町の課題として3つ上げられております。

1つ、地域包括ケアシステムの深化に向けて、2つ、自立支援、重度化予防のための介護予防・日常生活支援総合事業の推進、3つ目、高齢者自身や高齢者を支援する安心の地

域づくりというのがありますが、もう今年、令和5年度に入ります。令和5年度までの計画で、また次年度に向けて、その課題をどのような形で取り組み、成果とか結果があるのか、ちょっとお聞きしたいので、質問いたします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 進藤議員の質問にお答えします。

大崎上島町では、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、第3章、高齢者施策の方向の中で、取り組むべき課題として3つの課題を上げております。

課題1の地域包括ケアシステムの深化に向けてとしましては、高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者のみならず、その家族も地域全体で支える地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健福祉の環境整備を進める必要があります。

取組としましては、地域包括支援センターによる総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント業務に加え、介護予防支援業務等の業務を行っており、保健・医療・福祉及び介護に関する総合相談体制とともに、権利擁護を含めたケアマネジメント体制を強化し、住民が抱える悩み、不安の軽減に努めております。

具体的な成果をお示しするのは難しいのですが、地域包括支援センターが担う役割は重要となっており、これまで以上に機能の充実を図ってまいります。

次に、課題2の自立支援、重度化防止のための介護予防・日常生活支援総合事業の推進では、いきいき百歳体操として自立支援、重度化防止を図り、住み慣れた地域で自主的に筋力の保持、向上に必要な運動を行い、自立した生活を目指す活動を支援しています。現在、町内で30会場で実施しており、目標とする町内全地区まであと一地区となっています。

今後は、継続した取組が行われるよう、半年ごとに地域包括支援センター及び各専門職等の協力を得て、体力測定、健康教育、相談などの支援を行っていきます。

また、このいきいき百歳体操に必要な物品等の購入を支援することで、活動が円滑に行えるような取組も行っています。

認知症高齢者対策の推進としましては、福祉課に認知症地域支援推進員を配置し、認知症になっても住みやすいまちづくりを推進しており、早期発見、早期対応として専門医による個別相談会、認知症に対する理解及び正しい対応の普及啓発として認知症サポーター養成講座のフォローアップ講座や講演会等の開催を行っています。

認知症地域支援推進員の配置により、きめ細かい対応が可能となっており、推進員への相談及び専門医による個別相談者は増加しています。また、講演会等については、予定している参加人数を上回る状況であり、認知症に関する関心が高まっており、今後も啓発に努めてまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業の推進としましては、介護事業所において通所型及び訪問型サービスの実施、また町の保健師と専門職による通所型サービスのリハビリ活動を実施しており、町民の自立支援に向けた取組を行っています。

介護保険サービスのみでは対応できないことについては、生活支援福祉サービスの推進として配食サービス、外出支援サービス及び電動シニアカー購入費助成事業等を実施しています。

最後に、課題3の高齢者自身や高齢者を支援する安心の地域づくりとしましては、民生委員、児童委員及び高齢者巡回相談員による独居高齢者等の見守り活動や、高齢者自身による社会参加活動を通じた介護予防を図るための介護支援ボランティア活動事業を実施しています。

また、生活支援コーディネーターや支え合う地域づくり協議会等の活動もありますが、コロナ禍により活動が制限されており、今後、感染症法の分類見直しや感染状況等の縮小となれば、早期に従前の体制となるよう取組を支援してまいります。

令和5年度においても、各施策の進捗状況については定期的な状況把握と点検を実施し、介護保険計画に沿って適切かつ確実に実施できるよう取り組んでまいります。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） いろいろとやっておられるということで、ありがとうございます。

ちょっと私が気になるのが、課題3の高齢者自身や高齢者を支援する安心する地域づくりというところで、独居の高齢者や老老介護の方とかご夫婦だけのところとか、そういう方々っていうのは、やっぱり今すごい不安を抱えています。この先どうなるのか、こういう場でこんなこと言っているのか、もし1人で亡くなったとき誰が見つけてくれるのか、そういった不安の中で今生活をされておるといふところもありますので、次期計画にもそういった方々への配慮、そういったものをお願いしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで進藤雅通議員の一般質問を終わります。

次に、閑田大祐議員の発言を許します。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 本日は1問通告させていただいております。

下名川の今後の計画についてお伺いいたします。

工事着工以来10年以上経過している下名川の今後の計画について伺いたいと思います。竣工の時期はいつ頃の予定でしょうか。これ、通告書を出した後に、ちょっと私は思い返してみても、実際にはもう15年が過ぎてるんですよ。ちょっと早くここを完了できればと思うんですけども、よろしくお伺いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

下名川の整備について県に状況を確認したところ、上流側流路工の延長240メートルの完成後、平成28年度から下流流路工に着手し事業が進められているとのことです。

事業の進捗等につきましては、令和5年度に下流から大崎上島循環線と交わる区間について、おおむね工事が完了する予定であり、残る県道から上流側70メートルの流路工事も継続して実施する予定と伺っております。

引き続き、早期完成が図れるよう、町としては県と連携して事業を推進してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

県道から下流側、今進んでいるということですけども、生活に直面して、要はその住民の方が流域の方で生活されているところ、県道から上流側の部分、ここを放置したまま、下流域で言えば大崎工業、企業ですよ。日常生活とかそういったことと関係のないところ、要は企業のほうで不便がないということはないでしょうけども、実際に上流側では不便を被っている方もいるのに、なぜ下流側を先行したのか、この辺の事情はお聞きになっておりませんか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 特段、県に聞いたわけではございませんけれども、本来川の整備というのは下流側からやってくるのが常套手段というふうに思っております。そして、工事の協議を大崎工業と進める中で、その中で大崎工業が用地を貸与する、貸し与える期限について県と協定書を結んだようでございます。その関係で事業年度が縛られて、

事業を予定した年度に完了をしてということで、今ご指摘にあった上流のほうが遅れたものと認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ただ、そもそももう平成24年度とか5年度頃、ちょっとごめんなさい、私の今記憶の中だけでの話になりますけども、今の県道部分、ボックスカルバートで対処されていると思うんです。ここはもう完了をしていると思いますけども、あそこの工事のときに、もともとが県道に埋設されている下水とか水道とかそういったものが町のほうで整備をするのに県の下名川の工事の進展がないので、うちが着手できないというようなこともあったんです。

結果として、県道部分についてはもう終わっているわけなんですけども、その頃はそのカルバート、県道の横断部分の工事が完了したら上流側の工事に入りますというような計画になっていたと思うんですけども、これは私の記憶違いでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） その辺の事業の進め方については、私のほうは記憶にございません。県のほうに確認したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） いずれにしましても、もう既に先ほども申し上げましたが、工事の着工から15年以上が経過しております。その沿線に住まわれている方、うちの道路改良といいますか道路の工事です、これも結局その河川の工事が停滞したことによって道路の完成に至っていないわけです。

結果として、未舗装のままの状態で15年以上もの長い年月、例えば強風のときにはどうですか、ちょっと風が強いときには外に洗濯物も干せないとか、非常に不便な思いをずっと長い間この沿線の方々はされているわけなんです。

また、これ建設課長はお聞きになっておられるかどうか知りませんが、例えばこの上流域に住まれている方が下水に接続したいのに、この河川の工事が完了しないと接続できませんよというようなことで、直接的にそういう制約をつけられて不便な思いをしていたりとか、そういったことが非常に長い間続いているわけなんです。

これ、じゃあ県工事を待たずに道路のほうの完成、要は道路部分を先に完成させることはできないのか、これについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 大前提として、県の工事ということで、ここで町がこうしますああしますってということにはならないものと認識しております。

ただ、町も密接に関わっている工事なので、これは県に協議しに行くということで県と連携をする、そして町の思い、また地域の実情を伝えることを主眼に置いて要望していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ちょっと基本的なことをお伺いしたいんですけども、道路についてはこれは町道ですよ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この部分はもともと町道になっておりました。下名川の流路、水路を工事するに当たり、水路部分、それから管理道2メートルを整備するという県の計画がありました。

ただ、2メートルの道路では道路としては狭いので、プラス2メートル、4メートルの道路にして町道にさせていただきますというような話を県との間でしております。

ですから、流路が終わって道路がつくんですけども、4メートルのうち2メートルは河川の管理道路、2メートルは町道の区分ということになるということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ということは、要はその道路も結局県が各工事も行い、それに対して町が負担金のような形で県に対して支払いをするという形になっているということですね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） それを現状で、でももともと狭いとはいえ町道として登録はされている道路ですよ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 現状では、コンクリート部分が一部残っていると思いますが、その部分が昔からの町道ということになっております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） であれば、例えばの話です。県のほうがどのような事情なのかは

私もざっくりとしか聞いていませんけども、県のほうで進捗がなかなか図れないということであれば、もう町道の舗装という部分については町のほうで施工して完了させますと、あと河川のほうの工事に当たって、そのときに支障が生じた場合には、そこはまた県で復旧してくださいねというような形で進めることはできないんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 先ほどのそういう提案でございますけれども、いきなりそういうことはできないんですけれども、協議の中でそういう話も随時出していって、県との連携に努めたいと思っております。そして、今まで建設課長として力不足であったことを考えると、今後は議員各位の協力も得て事業の進捗に努めたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

いずれにしても、何度も申し上げますが、非常に長い年月この沿線の方々には不便をおかけしております。早期にこれを完成して、少しでもそれを早く解消してあげられるよう、私どもも議会も含めて努力できればと思っておりますので、引き続き協力のほうをよろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで閑田大祐議員の一般質問を終わります。

次に、森 ルイ議員の発言を許します。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 本日は、大きく2つに分けて質問をいたします。

1つ目は、地域猫活動についてです。

広島県では、広島県地域猫活動ガイドラインを基に地域猫活動を推進しており、全国的にも環境省を基に、地域猫活動は人と野良猫が共生していくために有効な方法と考えられ取り組まれております。

しかしながら、以前は捕獲して殺処分するなど、野良猫を排除することを前提とした対策が行われていたことから、地域猫活動に対して町民の理解を得ることが難しいのが現状です。

地域猫活動で餌をあげるから猫が増えるという認識もあり、猫のふん尿などにより被害を受けている方の中には、猫を見るのも嫌だという方も多いのですが、地域猫活動で不妊去勢手術を行うことで将来的に野良猫の数を減らしていく活動であること、またルールを定めた餌やりやトイレの設置により、野良猫によるトラブルを減らすとともに周辺環境を

改善し、住みよい地域にしていく活動であることを町民の皆さんに周知する必要があると
考えます。

そこで、次のことについて伺います。

1つ目、大崎上島町として地域猫活動についてどう考えているかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 森議員の質問にお答えをいたします。

地域猫活動の本町としての考え方ですが、地域猫活動は広島県が実施主体であり、本町
は広島県と連携を図り、事業のバックアップ、サポートをできる範囲で行うこととしてお
ります。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先日3月6日に全員協議会があったんですけども、その際、予
算の説明の中で、県による野良犬、野良猫の対策事業の補助金の説明がありました。その
際、議員の中から、野良猫は迷惑だから捕まえて処分すればいいというような発言もあ
り、大変驚いたわけですけども、議員の後ろには町民の方がいらっしゃるわけで、やは
り町民の中には迷惑を被っている、困っている、そういう方たちにとってみると迷惑で
しかない。猫は、そんな餌をやって世話をするものではないという認識があると思います。

それについて、愛護センターのほうでも説明や広報、啓発はしてるんですけども、町
としてその苦情、困っている、もしくは迷惑だからどうかしてくれという苦情があった
際に保健衛生課としてどのような対応をするかによって、その方たちの理解が進むか、ま
すます餌やりをしている方たち、もしくは地域猫活動をしている方たちとの溝が深まって
しまうかっていうことになると思うんですが、今までそのような苦情があった場合には、
保健衛生課でどのような対応をされてましたか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 森議員が言われるように、苦情は多々あります。そうい
った場合は現地へ行って、その方が被害に遭った、例えば猫アレルギーで家のほうの敷地
に寄ってきて、発疹とかそういった分でアレルギー症状が出て病院へ行ったとか。あ
と、飼われてるペットとか飼育されとる動物、高額とかかなり高い、この間、鳥
も被害に遭ってどうしてくれるんかとか。あと、ふん尿、この臭いでもう夜も眠れないと
かという話は聞くだけで、あとそういった分で区長さんが代表でその地域猫活動という分
の申請があるという話とかもするんですけど、なかなかアレルギーとかそういった問題に

なると、区長さんをお願いしても、わしもあの方がそう言よんじゃけえ、よう申請しないよというような話とかで、なかなかうまくいってないのが現状であります。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 野良猫の場合は野良犬と違いまして、犬を飼う場合とは違いまして登録の必要がないっていうこともありますし、家の中での飼育を勧められてはいますが、放し飼いをしても法的に問題はないということになっていることから、飼い猫であっても外に出られる猫もおりますし、そこからまた繁殖をして野良猫となったということもあります。

その点に関しましても、手術をして不妊、去勢していく、それで猫が増えることを防ぐことによって環境の改善、結局猫が5匹いるのか50匹いるのかでふん尿の被害も違いますし、去勢することによって発情期の鳴き声ですとか、スプレーで臭いがあるんですが、そのようなものを軽減する効果もあります。

その点からしましても、地域猫活動で手術をすることによって全体の数を減らしていく。その餌やりをすること自体も動物愛護法では禁止されているものではないので、野良猫への餌やりをする際には適切な管理をすることという方向にはなっておりますが、餌やりを禁止とした場合に、餌をやってる人が肩身の狭い思いをすることになったり、近所の手前、隠れて餌やりをするということが見受けられます。その場合に、地域猫活動に移行しようと思った際になかなかそれが表に出てこないっていうこともあるので、餌やりを禁止して猫が減るかというところとそういうことでもなく、餌がなくなればごみを荒らす、もしくは食べ物を取るためにけんかが増えるなどもあるでしょうし、必ずしも餌をやらなければいいというものではないということなんです。

地域猫活動が国を挙げて環境省のほうで進められていて、県でも進められている。それを受けて、町では地域猫活動がなかなかうまく進まないという現状は、今後のことを考えても改善していくべきことだと思うんですが、私自身も地域猫活動を昨年からやっております、やはり今の時期、私のところで管理している地域猫以外の猫で去勢、不妊手術をしてない猫もおります。

去勢をしてない猫がテリトリーの中に入ってきてけんかをする、もしくはスプレーをするので臭い、確かに私もその臭い臭いにおいがするとか自分の管理してる猫とけんかをするっていうことに関しては、こういうことがあっては皆さんの理解もなかなか得られないなって、このことも実感しております。

ただ、手術をするとすぐに猫の数が減るわけではないので、猫のことで迷惑を被ってる方たちはもう、先ほども言いましたが猫を見るのも嫌だという状況もあります。ただ、説明を重ねて話し合いをする場を設けるなどして、理解を深めて地域猫活動を進めていくことのメリットというのは大きいと思うんですが、現状では県がやっていることだからっていうスタンスもあるとは思いますが、町としてもっとできることがあるのではないかと考えております。

現状で、現在の地域猫登録数、この一、二年で大分増えたとは思いますが、地域猫登録数と手術済みの頭数をお伺いします。この手術済みの頭数で、何年も前から地域猫活動をやっているエリアでは実際に数が減っていることもあります。ただ、それが見えるのが3年後、5年後になるので、そのあたりは地域住民の方に理解をしていただかないといけないんですが、取りあえず現状の地域猫登録数と手術済みの頭数についてお答えください。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 現在の登録数と手術済み頭数なんですが、これ3月7日時点で町内8地域で85匹が登録されております。そのうち手術済みが56頭となっております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 私も手術をするために捕獲をする活動もしたんですが、なかなか野良猫ということで警戒心も強く、飼い猫のようにすぐには捕まらないというのが現状です。そのために、餌をあげて管理をして、トイレの設置などもするんですが、野良猫が同じ場所に御飯を食べに来るという状態をつくることによって、また警戒心を解くことによって捕獲して手術がしやすくなるということになります。

ただ、餌やり禁止、もしくはもう野良猫のことについて苦情が多い地域ですと、その手術をするための餌やりすらも難しくなってくると思うんです。

そういう意味でも、やはり説明を重ねて理解を深めるっていうことが大事だと思います。

また、それと同時に、飼っている飼っていないの線引きが非常に曖昧なところもあってるので、餌はあげているけれども飼っていない、外には出すという事案もよくあります。

地域猫活動として県の愛護センターに写真を撮って猫を登録して手術に持っていく場合

と、それはやらないけれども餌はあげているという餌やりの方が混同されて見られることで、地域猫活動自体も悪いものとして認識されているというのが現状かなと思います。

その点でも、餌やりをすることによって猫を慣らして手術をするのが目的で、手術をして野良猫を減らしていくことが目的だということを説明する必要があると思いますが、それについてはいかがですか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 森議員の今、話の中にあった地域猫以外の周辺の猫の餌やり、私たちから言えば無責任な餌やりということで、一番いけない行為だと認識しております。

飼い猫の場合、これが外へ出たりしてちょっと放置状態で、あと家の中で飼ってるとかという方もいらっしゃるんですけど、そういった方にも動物愛護管理法の中の生活環境保全の項目があるので、そこで無責任なそういったことをしないようにということで、県知事からの今の指導とか命令とか是正勧告、この辺があるので、そういった方にはそういったところを適用してもらうように県のほうへ投げかけてお願いするという事となっております。

あと、やはり地域猫としての活動をする事になったら、申請書をご存じだと思うんですけど、地域住民が主体となって今の餌やりとかトイレの始末とか周辺の啓発活動、トラブルの解決をやりますということで区長さん名で出されるんですけど、区長さんにその地域猫の話をしたら、いいことだと言うんですが、なかなか出す段階になったら、最終的には私にくるんだろということで、やっぱりちょっと区長さんのほうでもなかなか地域のみんながうん言わんにゃあ、ようしないという案件で断られた件も数件あります。

その辺は、今後も区長会等のところにこういった資料も用意してるんですけど、町会長のための野良猫講座、こういった資料を配付してお願いするんですが、あとは変な話もうその区の中とか、その地域で話を何とかまとめて出してくださいというようなのがうちとして精いっぱいのできる範囲じゃないかなということを思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 動物愛護センターのほうは、役場から要請があれば地域住民の方に説明をしたりですかチラシやパンフレットを配るっていうことは幾らでも協力しますという方向なので、ぜひ課長から直接説明となるとなかなか猫にも詳しくないというところもあると思うので、動物愛護センターのほうと連携を取って、そのような難しい地域で

すとか苦情の多い地域で、ちょっと次の質問になってしまうんですけども、区長会での説明や苦情が多い地区での住民への説明会の実施などを進めていただきたいと思います。その点、来年度の予定としてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 先ほども申しましたが、関係機関と調整して、というのが今県の愛護センター、こちらのほうも今の地域猫活動のガイドラインに地元へ行って説明するというのがあるので、またその辺の機関と調整して、機会を設けていただいて区長会のほうで説明はする予定にしております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 環境省の資料で、飼い主のいない猫対策として地域猫活動があり、平成23年のものなんですけれども、飼い主のいない猫に関するアンケート調査は、地域猫の取組に対する評価について非常に評価するが約29%、どちらかといえば評価するが約51%となっていて、地域猫活動に関する関心と期待が高まっていますとあるんですが、地域性ですとか今まで殺処分が行われていたという経緯もあると思いますので、猫の場合繁殖が1年に2回ほどありますので、これは早急に取り組んでいただいて、なるべく早く地域猫の登録をして手術が進められるようにしていただきたいと思います。

最後に、広報紙やチラシなどによる広報、啓発活動についてどのようにされるか、広報紙やチラシで以前周知されていたこともあるんですが、餌やり禁止っていうのが前面に出ていると、やはりそれも地域猫活動を阻害する要因となったりもしますので、ちょっと方向性を考えていただいて、地域猫活動でグループでやられている方たちとも話し合ったり動物愛護センターとも話し合いながら、どのような方向で広報、啓発するのがいいのかっていうことを考えていただきたいと思います。広報紙に載せる予定はありますか、近々。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 今のところ予定はないのでありますが、これだけ苦情等がある中で、またその辺の状況を見ながら、町が啓発する部分と地域のグループの方が自己啓発する部分、その辺もよくグループの方と話をして、町のほうは町のほうできちんと広報紙のほうへ、始めてみませんか地域猫活動とかといったようなタイトルで、また掲載しようとは思っています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 動物愛護法の改正で、令和2年6月1日からは先ほどのように不適切な餌やりに対する指導、勧告などがありますが、動物虐待に対する罰則が引き上げられたということもあります。犬猫等を殺傷した場合、2年以下の懲役または200万円以下の罰金となっていたところ、5年以下の懲役または500万円以下の罰金、犬猫を遺棄または虐待した場合は100万円以下の罰金であったところが1年以下の懲役または100万円以下の罰金となっております。

残念なことに、町内でそのような虐待もしくは猫が殺されたんじゃないかっていう相談や話を聞いたことがあります。実際そこはどうだったのかは定かではないんですけども、猫が捨てられているんじゃないか、地域猫活動しているところに捨てられるから増えるんじゃないかという話もあります。

実際その証拠を押さえるのがなかなか難しいというところはあるんですけども、このような罰則がある、猫を捨てることもしくは猫を虐待すること、殺傷することがこのような犯罪になるということも併せて周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 森議員が言われました虐待等の案件もうちに通報がありました。でも、その方はもう警察のほうへ行って刑事事件として被害届といたしますか、その辺を出されとるんで、私のほうではもう調べようがないということで、あとは警察にお任せしております。

今、罰則規定が変わったのも資料にありますので、この辺も併せて広報紙内に掲載して周知していくつもりであります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今回、この地域猫に関する事、もしくは動物愛護に関する事を調べる中で、ガンジーの言説とされていることが出てきましたので、少しご紹介します。The greatness of a nation and its moral progress can be……。

○議長（信谷俊樹君） すいません、英語の意味は分らないのですが。

○8番（森 ルイ君） 後で訳で言います。

○議長（信谷俊樹君） いや、先に訳してくれんか。

○8番（森 ルイ君） 国の偉大さ、道徳的発展は、その国における動物の扱い方で分かる、これが訳なんですけれども、このように動物に対してどのように対応するかというのが町としての対応というか力ですとか、人や動物に対してどう対応するかっていうことは非常に重要な問題だと思いますので、先ほどお伝えしたように広報、啓発にも取り組んでいただきたいと思います。

1つ目の質問は以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 2つ目、子育て支援についての質問です。

大崎上島町では、子育て支援について様々な支援策がありますが、次の点について伺います。

2023年1月13日より、ICTを活用した新たな子育て支援策として母子手帳の記録から地域の情報までをサポートできる母子手帳アプリ母子モが導入されましたが、現状や課題について伺います。

1つ目、アプリの周知方法と現在の利用者数についてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 森議員の質問にお答えします。

母子モの周知方法と利用者数ですが、対象となる就学前児童と妊婦にはチラシの送付、各事業時にアプリの紹介を行っているところであります。

利用者数に関しましては、3月7日時点で39名の方が登録されております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 2つ目、町からの情報提供内容についてということなんですけれども、このアプリの中で地域の子育て情報というところがあります。これを見ますと、県の情報が主に出てくるんですけれども、町から情報を出しているところが見受けられないのですが、町から地域に即した子育て情報の発信はされておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 今、情報提供の内容ですが、母子保健事業に関して町のホームページともリンクする予定なんですけど、多分それがまだ間に合ってなくて、今は県のほうのホームページとのリンクということで行っております。

あと、相談会等があった場合、この辺の発信をしてるところでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） この母子モのアプリの中にオンライン相談というのがありまして、オンライン相談はこちらからというのがあるんですけども、オンライン相談をするために保健衛生課に電話をして予約をしなきゃいけない、オンライン相談のメリットというのは電話では言いにくいことを文字で言えたり、オンラインって対面のものを指しているのでしょうか。私の中では、例えばLINEですとかそういうSNSみたいなものを使って文字で相談するというのも考えていたんですが、通話アプリなどを使ってやるというのがオンライン相談なのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） オンライン相談についてですが、これはまず事前に電話で連絡をいただいて、日時のみ設定をして、それからその日時になって本人さんのアプリを読み込んだその携帯とうちのほうのタブレットで対面というか1対1。電話回線みたいな感じをつないだもんで、顔も当然出ますし、そういった中で1対1で相談をするというようなことをオンライン相談としております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 相談をする際に、実際顔が見える状態で話をするほうが相談しやすいという方もいらっしゃると思うんですが、逆に顔などが分からない状態のほうが本心を伝えられる、育児で例えば育児ノイローゼになってるんじゃないかみたいな方の場合には、対面で話すよりも文字情報などで心の中を話せるほうがいい場合もあると思うんですけども、この母子モの中でそのような文字情報でのやり取り、もしくは匿名での相談を受け付けられるような体制にはならないでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） そういった案件は、保健師のほうはずっと子供が生まれてからというか妊婦の時代から関わっているので、この母子モを使わず普通のケースとかで相談なり、今の文字とかというよりはもう直接というような案件はかなりあるので、まだこっち側のほうが要はまだ進んでないというような感じであります。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 以前、自治体のアプリ、マチイロのときにもお話ししたんですが、アプリは入ってアプリの周知はしてるけれども、アプリの内容が更新されていないと

ということがありましたので、この母子モも有効活用していただけるように進めていただきたいと思います。

最後に4つ目として、利用者からの意見や今後の課題についてということなんですが、現在39名の登録ということで、まだ始まったばかりですので、あまり意見もないかもしれないんですが、今後の課題として何かありましたらお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 森議員のおっしゃるとおり、まだ始まって新しい事業ということで、利用者の意見等、その辺はまだありません。

課題として、今、対象者の26%しか登録されてないので、この辺の利用者に対して母子モの機能の説明とか、その辺をしっかりと、登録者数を増やして利用をしていただくというようなことを思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） せっかくいいアプリだとは思いますが、今後、登録を促すような広報、啓発などもしていただきたいと思います。

（1）の質問については以上です。

（2）と（3）とあるんですが、（3）を先に質問してもよろしいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） はい、いいです。まとめて要点だけ。ひっくり返って要点だけお願いします。じゃけ、上と下はひっくり返すんで、質問の分を。時間の関係があるかも分からんので。

○8番（森 ルイ君） 55分まででよろしいですか。

○議長（信谷俊樹君） いや、じゃけえ、その辺はバランス取ってうまいことやってください。

○8番（森 ルイ君） 55分まででよろしいですね。

○議長（信谷俊樹君） はいはい。

○8番（森 ルイ君） （3）として、大崎上島幼稚園に通う子供が、夏休みなど長期休暇の際に一時的保育を利用できないという声があったが現状はどうかということですが、現在、大崎上島町では一時預かり、一時的保育事業として認定こども園のひかりえんのほうで一時預かりを行っているんですが、幼稚園に通っているお子さんはそれを利用できないという声がありました。その点について、現状についてお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 森議員の一時的保育の利用についての質問にお答えします。

本町の一時的保育事業の対象児童は、保育所、幼稚園及び認定こども園等に通っていない小学校就学前の乳幼児であって、保護者の労働、傷病等により、一時的あるいは断続的に家庭保育が困難となる乳幼児が対象となります。

令和3年度の実績としましては、3歳未満が65名219日、3歳以上が11名30日の利用となっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今後、大崎上島町立幼稚園に通うお子様が、この一時預かりの制限ではなく、夏休みなど長期休暇の際にほかのお子さんと同じように使えるように拡大はできないのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員の質問にお答えします。

先ほど福祉課長のほうからもありましたけれども、一時的保育事業、これにつきましては、今保育所、ひかりえんがその対象ということになっております。

そして、夏休みなど長期の際に保育を希望する保護者の方、こういったニーズが大崎上島幼稚園のほうにも寄せられております。この間は、そういう制度がないからということでやむなくお断りをしているわけなんですけれども、大崎上島幼稚園では現行の状況を勘案しまして一時預かり保育、これを実施できるよう今検討に入っております。

実施期間は、夏休み7月21日から8月31日、これは夏休み期間中なんですけれども、土曜日、日曜日、祝日、こういった日を除く日として、利用対象者は大崎上島幼稚園に在園する園児、仮称となりますけれども大崎上島町一時預かり保育事業実施要綱、こういった要綱で制度構築を図って、児童の教育環境、そして保護者の就労への専念、そういったものに向上ができるような取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今の夏休みの預かり保育に関しては、来年度から実施できるということでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） はい。令和5年度の夏休みからを考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 少し話が戻るんですが、先ほどのひかりえんのほうでの一時預かりについてなんですが、幼稚園や保育園の無償化がありまして、それに一時的保育も含めている市町もあるんですが、今後そのような検討はされますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 今、一時保育事業では利用料をいただいております。町内にお住まいの子供さんと町外の子供さんとで料金の違いはあるんですが、今後この保育等の計画の中でも審議して、無償化のほうについても検討をしていきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 幼稚園のほうに戻りますが、幼稚園のほうで夏休みの預かりが今までなかったということで、本来であれば幼稚園を希望している保護者の方もひかりえんの認定こども園のほうに預けるとい声も聞きました。

来年度、令和5年度から、夏休み7月21日から8月31日まで預かり保育を開始できるということで、幼稚園の申込みはもう終わっているとは思うんですけども、そのようなことがこれからの子育て、まだ小さいお子さんがいらっしゃる方などにとっては非常にありがたいことだと思います。このような子育て支援については積極的に進めていただきたいと思っております。

幼稚園のことに関して、幾つかご意見をいただいたんですけども、子育て世代、今、必ずしもおじいちゃんおばあちゃんや親戚の方が島内にいるとは限りませんので、また配偶者、シングルのお家庭もいらっしゃいますし、配偶者が島外に仕事で不在である場合などは1人でお迎えをしなければいけないわけですが、体調不良ですとか仕事の関係で迎えに行けなくなる事態というのもあると思います。

ただ、今現状では幼稚園では保護者のみが迎えに行けるということになっていて、安全面などから誰でもいいとはできないのは分かるんですけども、例えばご近所の保護者仲間ですとか、幼稚園に通わせてなくても事前に登録をした人物であればそのときに迎えに行くことを許可する、もしくは保護者から電話を入れて誰々さんが今日は迎えに行きますという場合には、ほかの方でも迎えができるという方向にしていきたいという意見があったんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 今ここでするしないという回答はできません。

幼稚園の園長、先生方、こういった方と話をさせていただいて、ニーズの問題であるとか、実際できるのであればルールの構築をしっかりと行う上で、できればそういったことをちょっと検討をしていきたいというふうにこれから進めてまいります。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 幼稚園の在園の園児の数も限られておりますので、何百人もいる幼稚園で保護者が迎えに来なくていろんな人が来るってなると混乱も招くと思うんですが、皆さん顔見知りの方だったりとか、対応はすぐに可能ではないかと思っておりますので、それについて取り組んでいただきたいと思っております。

順番を変えましたが、（2）のほうに戻ります。

放課後子ども教室では、今年の今頃、3月頃です。大崎教室において定員オーバーで希望者が利用できないという状況があり、4年生以上が通えないという状況になりました。その点について改善されたのか、令和5年度はどのような運営となるのかについてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 森議員の質問にお答えします。

本町の放課後子ども教室は、大崎教室、東野教室、木江教室の3教室があり、各教室の定員は、放課後子ども教室の実施要項、こちらで30名と規定をされております。

今年の2月、ちょうど1年前になりますけれども、令和4年度、今年度の入会申込みを募った際、大崎教室に38名の入会希望があり、定員を大幅にオーバーしたため、放課後子ども教室の運営委員会、これを緊急に開催をしまして善後策について検討をいたしました。

協議の結果、通われているその児童の安全を確保するためには、定員に見合った受入れとし、4年生及び5年生の児童の入会を保留する形で運営をすることとしました。

本年も、先月2月に入会申込みを募ったところ、大崎教室には昨年度を上回る41名の入会申込みがありました。運営委員会を開催し、協議を行いました。申込みの人数を受け入れるために、教室の追加の拡大、確保とか、あとスタッフの拡充について検討をしたところなんですけれども、教室の確保はなかなか困難であり、教室が分散をするとスタッフの確保がより困難となることから、定員を増やすことは断念せざるを得ない状況となりました。

協議の結果、昨年同様30名を上回った部分、3年生以上の児童を入会保留とする措置

を一旦取ったところです。

しかし、教育委員会のこの措置以降、放課後子ども教室の拡充を求める保護者の会、こちらから町長と教育長に放課後子ども教室の拡充を求める要望書、こちらが提出をされまして、今回の教育委員会の措置に対して新3年生の入会希望、これが利用できない状況に陥ることは大変深刻な問題であるとの意見が出されたところであります。

教育委員会ではご要望を重く受け止め、大崎教室のスタッフと再度協議をしまして、この3年生は放課後子ども教室に通わず一旦自宅へ帰ったときに、なかなか1人では親御さんが仕事から帰るまでの時間を過ごすことがちょっと難しいというふうな意見もありました。スタッフのほうは何とか受け入れる形にしてやっていきたいというふうな結論が出たところです。

教育委員会としましても、放課後子ども教室の意義を踏まえ、現在その課題となっておりますスタッフの確保でありますとか教室の拡充、こういったことも念頭に入れながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 放課後子ども教室については、私自身2015年から勤務をしておりましたので、いろんな問題について問題解決もしくは提案をずっとしてまいりました。また、議員になった一つの理由としても、子供が嫌な思いをしたりですとか保護者の方が預けられなくて困る、そのいろんな問題があって預けるのは不安があるから預けられないというようなことがあったので、教育委員会もしくは町として子供に対して子供を見ていく、もしくは子育て世代を支援していくという姿勢に疑問を持ったことも議員になった一つの要因であります。

また、令和3年の9月議会、令和4年3月の議会でも放課後子ども教室に関する質問をさせていただきました。その際にも、課長のほうで今後検討していくですとか改善していくというお話がありまして、今回、保護者の方から要望書が出たということですが、今までも保護者の意見を吸い上げることは大事だということは申し上げてまいりました。

そこで、アンケートを定期的にやるべきではないかという話をしまして、令和3年9月の質問時には、令和3年はアンケートをやらなかったという答弁をいただいておりますが、令和4年度中に保護者に放課後子ども教室を利用する保護者に対するアンケートは行われましたか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 結論から申し上げます。アンケートは行っておりません。

本来、行うべきところだと思いますけれども、日日の保護者の方々が迎えに来たときのタイミングであったりとかそういったところで、その課題とかニーズとか伝達事項を、コミュニケーションを図ることによって改善はしてるわけなんですけれども、森議員言われるように、そのアンケートの実施ということで確実にそういったニーズを捉えるということが必要かと思えますので、来年度においてはアンケートというのをしっかりやっていたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 令和3年9月議会で申し上げた内容の中に、町長部局と教育委員会の連携についても質問しています。その答弁の中に、課長の答弁ですけれども、町長と教育委員会の連携につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会が連携し地域の実情に応じた教育行政を推進するため、大崎上島町総合教育会議が設置されており、同会議では大崎上島町教育大綱の策定、教育を行うための諸条件の整備、地域の実情に応じた教育及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策を連携して協議しているという答弁がありました。

また、日常から町長と教育長の意見交換を必要に応じて行うなど、連携を密に取りながら各種業務を推進しているという答弁をいただいたんですが、総合教育会議について町のホームページで調べたところ、一番新しい情報が令和元年7月31日に総合教育会議を行いますというお知らせが最新の情報となっておりました。

また、議事録についても平成29年もしくは30年を最後にちょっとなかなか見つけれなかったのですが、総合教育会議の開催状況と議事録の掲載についてどのようになっているかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 令和2年度以降になりますけれども、令和2年度、令和3年度は総合教育会議を開催をしております。懸案であります通学区域の問題でありますとか給食センターの問題とか、そういったことを町長と教育委員さんと協議をするというふうな形で開催をしました。

そして、議事録については、会議の議事録を作成はしておりますけれども、ホームペー

ジでの公開、アップはしておりません。今後開催される総合教育会議、こういったものについては議事録のアップといったものも検討してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 文科省から出てる通知の中に、その総合教育会議について書かれているところがあるんですけども、会議の公開と議事録の作成及び公表というところがありまして、総合教育会議は個人の秘密を保つため必要があると認めるとき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときを除き公開することとした、そして地域公共団体の長は総合教育会議の終了後、遅滞なく総合教育会議の定めるところによりその議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないとしたとあります。

総合教育会議についての議事録は、努めることにしたとはなっちはいるんですけども、会議の公開と議事録の作成及び公表というところで、総合教育会議における議論を公開し住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開するものであること、また議事録についても、議事録の作成及び公表を努力義務にとどめた趣旨は職員数が少ないなどの状況を考慮したものはあるが、原則として会議の議事録を作成しホームページ等を活用して公表することが強く求められることと記載されてます。

ということなので、もう議事録はあるということなので、すぐにホームページのほうに載せていただいて、このような会議の内容などが町民の方にどなたでも見られる状態にしておくことによって、いろんな意見の吸上げもやりやすくなるでしょうし、今後、子供が少なくなって教育の方向性をどうするかとなった場合にも、このような事前の話合いがどのような話合いが行われていたか、それを保護者が知る権利はあると思いますので、この点については早急に公開してください。

また、この総合教育会議では教育大綱というものがありまして、それをつくっているんですが、この教育大綱につきましても平成27年度から平成31年度のものは見つけれたんですが、それは町長部局になるのかもしれませんが、これ以降、今は令和5年ですが、大崎上島町教育大綱の現状としてはつくられているのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 教育大綱についてですけども、先ほど31年度までという

ふうなことがありましたが、5か年の計画であります。令和2年度から令和6年度までの計画を今現在策定をしております。

先ほどの議事録の部分もありますけれども、その公開ができていないということで、公開をするようにしてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） では、教育会議の議事録とともに教育大綱の掲載についてよろしくをお願いします。

すいません、ちょっと先ほど聞き漏らしてしまったんですけれども、放課後子ども教室の3年生以上も対応できるっていうことで、決定でよろしいんですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 3年生以上ではなくて、3年生だけ追加というイメージです。4年生の2名いらっしゃいますけれども、3年生までということに対応したいと思えます。これについては、決定というふうに捉えていただいて結構です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 大崎上島町、旧3町はあるんですけれども、現在は大崎上島町1町となっております、東野と木江と大崎で、通わせる学校によって、この学校であれば6年生でも受け入れてもらえる、この学校だったら3年生までは今受け入れられるということでしたけれども、4年生は受け入れられないという状況になっていて、昨年もそういう状況でしたので、それについてもお伺いしました。

これは議事録なんですけれども、子ども・子育て支援事業計画の中で、41ページに教育・保育提供区域の設定というものがあまして、子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において教育・保育サービスを推進する上で、地理的条件や人口、交通事情、その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業量を算出するとともに事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

また、大崎上島町の教育・保育提供区域は、町全域を1区域と設定し、町内の教育・保育施設を利用できる体制としますとあるのですが、放課後子ども教室もこの教育区域に当たるのではないかとということで質問をしております。

この小さな町の中で、大崎小学校に通わせたことによって4年生以降は受け入れてもら

えない、放課後子ども教室に受け入れてもらえない。4年生でも1人でお留守番できる子もいらっしゃると思うんですけども、それぞれのお子さんの個性もありますし家庭の事情もあります。

子ども・子育て計画の中では、小学校の児童は放課後子ども教室を利用できるというふうに示されている中で、現状2年連続で大崎小は4年以上が受け入れられないという事態なんですけど、それは例えば保護者の方が仕事を辞めて子供を見てください、もしくはどんな事情があっても子供を1人で留守番させてくださいと保護者に言っているのと同じことだと私は考えております。

私以外にも保護者の方もそのように考えているので、要望書が出されたと思うんですけども、私のほうにも要望書を出したという連絡はきておりまして、賛同された方が100名以上いたということでした。3年以上の受入れができないと決まったのが先週だと思うんですけど、先週からの1週間で100名以上の賛同があるということは、当事者の保護者だけではなく町全体としても、子育て世帯の支援もしくは子供の安全・安心の確保という面からいっても、この4年生以上は受け入れられないと、4年生以上と学年で決まっているわけではないんですけども、人数がオーバーしたから受けられないという状況に陥っていることは早急に改善すべき点だと思います。

今回、その要望書が出されたことを重く受け止められて3年生が通えるようになったということですけども、そこは4年生の2名ですか、も含めて、小学校に通っている間は保護者の方が安心して仕事に行ける環境をつくるのが、町としても教育委員会としても必要なことと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 答弁にもありましたけれども、現在の課題がスタッフの確保の問題と教室の拡充、今、ご存じだと思うんですけども、小学校の教室を間借りする形でやらせてもらっていると。今、これ以上の間借りっていうのができないので、どこか違う場所っていうような部分になるかと思うんですけども、そういったところをクリアする形を頑張るしかないのかなというふうに思っています。

放課後子ども教室自体が各学校、木江小学校、東野小学校、大崎小学校に朝通われて授業を受けて、放課後家に帰るまでにその教室へ行くということなんで、今回の申込みでいますと、東野教室は17名、木江教室は12名です。大崎教室だけ、当然児童数が多いということと、昨年1年生で今回の新1年生というのがすごく多くて、私もすごく感じ

てるんですけれども、家庭の環境、お母さんが手に職を持って働いているということと、一昔前では例えばおじいちゃんおばあちゃんの家に行ってお母さんらが帰ってくるのを待つみたいなのところもあったと思うんですけれども、そういった部分もすごく少なくなって、今年度のあれで言いますと、ほぼほぼ8割、9割方が通われるというふうな、子育て世代の働き方っていうのも変わってきてるというふうなことがあって、今の現状が生まれてきておりますので、ちょっと言葉を繰り返すようになりますけれども、スタッフの問題と拡充の問題をクリアして、改善していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員、最後ですね。

○8番（森 ルイ君） はい。町長にお伺いします。

もう引退されるわけですが、最後のお仕事として大崎上島町の子供、子育て、また働き手の確保にも苦慮している町であります。保護者の方が幼稚園、保育園、もしくは役場、福祉関係、いろんな民間の事業者で働いていらっしゃいます。この今回の点について、4年生以上の話をしましたけれども、小学校に通わせている間は安心して仕事ができる、また町としても働き手を確保できる、またそのような町であるっていうことをアピールすることによって、移住してこられる方、外から来られる方にとっても、大崎上島町であれば小学校に通わせてる間は仕事ができる、そのようにいろんな福祉、もしくは産業の点でもメリットがあると思います。

町長は、最後のお仕事としてぜひこの点について進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長、時間がないので、短くお願いします。

町長。

○町長（高田幸典君） この一般質問が出されて、課長会議も一度ありましたけども、私自身が基本的にはそういった家庭の様々な事情で子供を見てほしいという要望には、基本的には応えるべきであるというふうに思っております。

私のほうも教育委員会にはいろんな提案はさせていただいてますけども、今の時点でその方向でやりますという答えはできないのかなあというふうに思っておりますけども、おっしゃられるように住民の中で3年生までしか受けられない地域とそうでない地域があるというのは大きな問題であるというような認識がありますので、そういった関係で教育委員会もしっかり私は取り組んでくれるんだと思ってますけども、今の時点でなかなかいろ

いろ交渉事もあつたりして答えがでないんだらうなというふうに思いますけども、今言ったような状況は早急に改善をすべきであるというふうに思いますし、任期は残り僅かですけども、教育委員会としっかり協議をしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） これで森議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

13時より再開いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、議案第1号大崎上島町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第1号大崎上島町課設置条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年4月1日から、大崎上島町水道事業の事務を広島県水道広域連合企業団に継承することに伴い、現在の上下水道課における水道事業部門は広島県水道広域連合企業団の組織に、下水道事業部門は町長部局の組織となることから、当該組織の変更に係る所要の改正を行うものです。

改正の内容は、現行の上下水道課を廃止し、新たに下水道課を設置することとしております。

なお、施行期日は令和5年4月1日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 上水道が広域連合で行われるということで上水道が外れるわけですが、過去に町の政策的に課の統合へ向けて進めていって、いろいろと問題があることについて私、指摘はさせていただいたんですけども、その後、この部分、例えば企画で

ありますとか税務でありますとか、そういったところは順次解消されたんですけども、私の持論といたしますか、常々申し上げておりますように、治山治水と都市計画というものはまるっきり別個のものであります。本来であれば、農業土木とかそういったものは治山とか治水のような考え方の中できちっと計画を立てていくべきものであろうと思うんですけども、現在の地域経営課の在り方についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

現在の地域経営課の課の体制でございますが、観光部門、商工観光部門、また農林水産業部門、地籍調査部門というふうに3つの係で運営しております。おっしゃるとおり農業土木に関しては建設のほうが所管しているということで、現在職員の体制もございまして、土木関係についてはやっぱり専門である土木、建設課のほうが所管しているのが町にとって今現在ではそれで進めていくのがいいだろうということでそういう体制を取っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 基本的に、道路計画ですとかそういった類いのものと農業土木とありますが、治山治水というもの、要は推計とかそういったものの考え方というのは基本的に違います。

この当初予算の中では、少しそれがちょっと改善というか、できてきたかなあと思う部分もあるんですけども、本来的に言えばやはりその農業の形態に合わせた治水の在り方とか、そういったことを専門的に、要は農業経営のところも含めた形で総合的にやっていくべきものだろうと思うんです。

結果論としては、やっぱり職員数のことがあるのでなかなか難しいんだろうとは思いますが、これも常々私は申し上げてますが、そもそも国や県が職員数の適正化みたいなことをいって、ところが国や県はどんどん自分たちの事務負担を減らした分を全部下へ下へ降ろしてきて、その結果として市町村のところでは実際にやるが増えたりとか、そこのところを改めるべく国に、いや、県に対してどんどん働きかけを行いつつ正しい行政運営ができるように努めていってほしいと思います。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第1号大崎上島町課設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第2号大崎上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第2号大崎上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を踏まえ、地方公務員についても地方公務員法第24条の均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずることが求められているため、職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う規定を整備するため、本条例の一部について所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は公布の日といたしております。

詳細については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 大崎上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

国家公務員の育児取得回数制限緩和等の措置を受け、地方公務員においても同様の措置を講ずる必要があり、育児休業の取得回数制限の緩和等の措置を講ずるため、本条例の一部について所要の改正を行うものです。

主な改正の内容として3点ございますが、まず1点目、育児休業の取得回数制限の緩和等については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に当たって、必要な事項を含め育児休業の取得回数制限の緩和等に関し所要の改正を行い、2点目として非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和については、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に任用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員の子が出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合には、子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までと緩和するための規定の整備等、所要の改正を行い、3点目として非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化については、子が1歳以降に取得することができる育児休業の取得時期は、子が1歳または1歳6か月に達する日の翌日に限定するとの要件について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定の整備等、所要の改正を行うものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） これは町内の民間企業と比較すると非常にいい条件だろうと思うんです。実際にこういうのののっとしてできてる事業所がどのぐらいあるかなと思ったりもするんですけど、逆に民間のところでもそういう手だてをしようとしたときに支援するようなことは考えられないでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

この改正については、国家公務員法改正に伴って地方公務員法も均衡の原則といいますが、それに基づいてやるものですが、やはりまず国家公務員がこのように変わってき

たことに対して、次に地方公務員が変わり、またそれに伴って民間も法等の整備を行っていかれるものだと思っております。

先ほど閑田議員が言われました民間への助成等については、そういった法整備がどういったふうに行っていくかまだ分からないところもありますので、そういった動向を踏まえながら検討していきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 今、もう時勢として男性の育休も認めたりとかそういう時代ですし、ただうちの町で男性の育児休暇を認めとる企業がどれぐらいあるんかのうと思うたりもするわけです。

国家公務員法が改正になれば、当然地方公務員法もそれに準じて改正になります。国家公務員法の中での労働条件とかこういったところに関して言えば、そもそも国家公務員って大企業を対象条件としてやっていますよね。それに見合う条件が出せる民間企業はうちの島にどれぐらいあるんかなっていうところを考えたときに、そこまでできてないからといってそれを取り立てて騒いでもしょうがない話かなとも思うんです。

ただ、結果として要は国家公務員の待遇が大企業に準じた形でとかそんな形になってくる、それに準じて地方公務員も変わってくる、これが地方においては民間に向けて波及していくような手だてを何か取っていかないと、なかなか民間が独自の力でやっていくことってというのは難しいんじゃないかと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） おっしゃるとおり、なかなか民間が独自でこういった福利厚生ですか、そういったものをやるのは難しいことだと私も思います。

しかし、昨今民間の初任給等が上がっているところも、社員、職員の確保をするのに賃金等の上昇もございます。そういったことも踏まえて、やはり民間企業につきましても社員等の確保をするには賃金だけではなくそういった福利厚生等も向上させていくのではないかと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第2号大崎上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第3号大崎上島町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第3号大崎上島町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

令和3年4月、消防庁長官から消防団員の減少に対する処遇改善を推進すべく、消防団員の報酬等の基準の策定等についての通知が発出され、その通知を踏まえ、年額報酬及び出勤報酬の基準の策定、消防団の運営費等の適切な計上など、消防団員の処遇改善に向けた措置を定めるため、本条例の一部について所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は令和5年4月1日としております。

詳細については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 大崎上島町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

全国的に消防団員の減少が続いていることや災害が多発化、激甚化する中、消防団員の負担が増加していることから、消防団員の処遇改善が不可欠と考えます。処遇改善は、消

防団員の士気向上や家族等の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資するため、国の通知を踏まえ、年額報酬の引上げ、出動報酬の創設等、所要の改正を行うものです。

主な改正の内容は、条例の題名を大崎上島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に改正し、別表第1において規定している年額報酬の額を、団長ほか消防団員の階級ごとにそれぞれ引上げる改正を行い、別表第2において規定している出動手当を出動する区分に応じ、1日8時間当たり8,000円を基準とした国の通知を踏まえた出動報酬額に改め、別表第3では消防団の運営に必要な経費として別表第2で規定していたポンプ整備及び積載車等整備に係る手当てと、島嶼維持や活動に要する消耗品等の運営費を運営費等として定め、改正前の別表第3を別表第4に繰下げるとともに、同表で規定していた貸与品の品目について、現状に即した名称に改めるものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 別表第4の中で、活動服、活動帽、活動靴等、貸与期間10年と定めておりますが、現在、大崎上島町消防団ということで合併して、町の合併に合わせて消防団も合併して、それから今現在の活動服になってからでも、もう相当の年数がたつてと思うんです。途中でデザインが変わってたりもしますよね。それらを含めて、本来であれば更新とかそういうことをするべきなん、この10年というのを見ると、10年ごとに更新をするべきものなのか、そういうつもりでこういう規定にしているのかとふと思ったので、ちょっとお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

条例上につきまして、貸与期間については10年と規定しております。しかしながら、活動服等、また10年、着る機会も限られており、10年たったとしてもまだまだ着れるものだと思っております。

したがって、この別表3から4に繰り下げたんですけれども、備考といたしまして貸与期間については必要と認めるときは繰上げまたは繰延べ使用させることができるということで、そういった服等の状況を見ながら、貸与品の交換等を図っていきたいと思ってお

ります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

私が申し上げたいのは、同じ団の中で、要は入団時期に応じて活動服が違う2種類が存在するわけです。同じ団であることを考えたときに、これは統一するべきではないのかなと思うのでお伺いしたのですが。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） おっしゃるとおり、合併したときからと申しますと、現在の今貸与している服については変わっております。当初、合併した頃の業者がそのものがないということも踏まえまして、今現在は違うものが貸与しているところですけども、そろえるべきというのはおっしゃるとおりだと思います。しかし、使えるものについては使っていきべきでもあるとも考えます。なんで、本来そろえるべきだと思いますけども、今現状は、この現状の違うもので当面の間は進めていきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第3号大崎上島町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第4号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第4号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、平成30年度から令和5年度までの広島県内国民健康保険税水準の統一に向けた取組の中で、県が提示した保険税収納必要額を確保するための保険税率等の改定を行うとともに、その他減額対象者の所得基準の見直しによる判定所得の拡大等、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は令和5年4月1日としております。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） それでは、大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細について説明いたします。

平成30年度からの国民健康保険事業においては、広島県は財政運営の責任主体として市町の保険税収納必要額の決定、標準保険税率の提示を行い、市町は令和5年度までの激変緩和措置期間中は県が示す標準保険税率を参考に保険税収納必要額を確保できるよう税率を定め、賦課徴収し、県に事業納付金として納める必要があります。

今回、広島県から示された保険税収納必要額については、1人当たりの医療給付費の増加、前期高齢者交付金の減少等により大幅に増加し、決算剰余金等18億円を保険税引下げ財源として充当してもなお、保険税収納必要額は県単位化以降、最大の上昇幅となりました。

この保険税収納必要額を確保すべく、標準保険税率を参考に試算した結果、税率等の引上げが必要となったため、今回条例の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、医療保険分の所得割を0.5%上げ7.2%に、均等割を2,700円上げ2万8,700円に、平等割を500円上げ1万7,500円に、後期高齢者支援分の所得割は0.3%上げ2.8%に、均等割を300円上げ1万300円に、介護納付分の所得割は0.1%上げ2.2%とするものです。

その他、令和5年度税制改正大綱による国民健康保険税の後期高齢者支援金課税額に係

る課税限度額を2万円引上げ22万円に、また国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直しにより、5割及び2割軽減対象者の判定所得をそれぞれ28万5,000円から29万円に。52万円から53万5,000円に拡大するものです。

説明については以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第4号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第5号大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第5号大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は平成28年12月12日付、総務省自治行政局住民制度課長通知に基づき、大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の性別表記を廃止するものでございま

す。

なお、施行期日は令和5年4月1日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第5号大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第6号大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第6号大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会の議論の整備に基づく健康保険法施行令の一部改正に伴い、大崎上島町国民健康保険条例について所要の改正を行うものです。

改正の内容は、当該条例第5条第1項において定める出産育児一時金の支給額を40万

8,000円から48万8,000円に引き上げるものです。

なお、施行期日は令和5年4月1日といたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） うちの町は離島です。離島であることを勘案して、引上げ幅をもう少し大きくしてもよかったのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 閑田議員の質問にお答えをいたします。

この今の国民健康保険条例の一部改正とする出産一時金のトータル50万円になるんですけど、これはこれで条例ということで上位級に合わせてということで、あとほかのところは別の手当てということで、この間から始まってます出産、子育て支援金のほうも始まりまして、そういったところでケアしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） その他の出産、子育て支援といったところの手当てというのは、子育てのしやすい町といううちの町としての子育てに対する取組、要は市町ごとにそれぞれが独自性を発揮する部分の最たるところかなと思うんですが、うちの町はそれ以前に離島という大きなハンデを背負っています。もともと竹原、安芸津にも産科があったものが、今は東広島、三原といったところになってきています。

そういったことを考えたときには、要は子育て支援という枠だけではなくて、要は離島というハンデのところをもっとしっかり考えるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 施策全般で我々は離島というハンデを負って、他の地域より経費がかかっております。しかしながら、財政の面も決して裕福ではないということもあります。

一般的に、ほいじゃあ町がどういう特徴を出していくかということは課題であるという

ふうに思っております、そういった形での、この施策に限らず町としての特色をどこに求めるかということの政策で、これから進めてまいりたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 先ほども申し上げましたが、町の特色とは別個のことです、私が言っているのは。離島のハンデをいかに解消するかということなんです。そこをしっかりと念頭に置いて、今後も行政運営をやってもらいたいと思います。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第6号大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第7号大崎上島町火入れに関する条例及び大崎上島町下水道事業排水設備改造資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第7号大崎上島町火入れに関する条例及び大崎上島町下水道事業排水設備改造資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、行政手続における住民の負担軽減及び利便性の向上並びに申請手続のオンライン化の促進の取組の一環として押印の見直しを行うこととし、当該条例において所要の改正を行うものです。

改正の内容は、条例で規定する申請に係る様式において申請者等の押印を不要とするものです。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第7号大崎上島町火入れに関する条例及び大崎上島町下水道事業排水設備改造資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第8号大崎上島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第8号大崎上島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する

条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年4月から、本町の水道事業の事務が広島県水道広域連合企業団に承継されることに伴い、大崎上島町水道事業の設置等に関する条例を廃止するとともに、関連する条例について廃止及び所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は令和5年4月1日としております。

詳細については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田真二君） 大崎上島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について説明いたします。

本町の水道事業については、令和3年4月から広島県水道企業団設立準備協議会に参画し、水道事業の統合と統合後の新たな経営主体としての広域連合企業団の設立に向け検討を進め、令和4年11月に広島県水道広域連合企業団が設立しました。

令和5年4月から、広島県水道広域連合企業団大崎上島事務所として水道事業を開始しますが、本町の水道事業の事務を広島県水道広域連合企業団に承継するため、大崎上島町水道事業の設置等に関する条例を廃止するものです。

これに伴い、大崎上島町水道事業給水条例、大崎上島町水道法施行条例、大崎上島町水道新設工事分担金徴収条例及び大崎上島町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止し、大崎上島町上下水道事業経営審議会条例の一部を改正し、大崎上島町水道事業給水条例の規定を引用する大崎上島町下水道条例及び大崎上島町集落排水処理施設条例について所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、大崎上島町上下水道事業経営審議会条例では、名称を大崎上島町下水道事業経営審議会条例に改めるとともに、第1条及び第2条において上下水道事業を下水道事業に、第3条第2項第3号において水道使用者を下水道の使用者に、第7条において上下水道課を下水道課に改め、大崎上島町下水道条例では、第19条の2第2項において大崎上島町水道事業給水条例第32条に規定する口径及び使用料の額について明記し、大崎上島町集落排水処理施設条例では、第20条の2第2項において大崎上島町水道事業給水条例第32条を大崎上島町下水道条例第19条の2第2項に改正するものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 上水が県の連合のほうに切り離されるわけですが、下水道の使用料については水道の使用した量によって変動する訳です。そこら辺の連携が、今度は組織も替わってくるので、きちんと連携して機能できるのかどうかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田真二君） 閑田議員の質問にお答えします。

本年4月1日から水道企業団と下水道課に新たに変わりますが、1つの課と水道企業団とで連携していくように考えております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第8号大崎上島町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第30号大崎上島町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第30号大崎上島町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、平成28年に国の部落差別の解消の推進に関する法律が制定されたことに伴い、法で規定する基本理念等と内容が合致するよう、大崎上島町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部を改正するものです。

なお、施行期日は令和5年4月1日としております。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 大崎上島町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部を改正する条例についての詳細について説明いたします。

大崎上島町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例は、平成15年4月1日に制定され19年が経過し、平成28年には国において部落差別の解消の推進に関する法律が制定されるなど、社会情勢にも変化が見られ、町においても実情に応じた課題解決に向けた取組を継続していくことが必要であります。

改正の内容につきましては、国の法律に沿った目的の改正、事業者の役割、教育の充実、相談体制の整備、人権救済のための支援等の追加と諮問及び協議についての改正等です。

当該条例が国の法律の基本理念内容と合致し実効性の高い条例となるよう、大崎上島町人権対策協議会の答申を基に一部改正を行うものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第30号大崎上島町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことをめざす条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

15日も9時から開会いたします。

午後1時42分 散会